

大雪山国立公園

公園区域及び公園計画変更書 〔第2次点検〕 (環境省案)

平成30年 月 日

環 境 省

目次

第1	公園区域の変更	1
1	変更理由	1
2	指定理由の変更内容	2
3	地域の概要の変更内容	4
第2	公園計画の変更	18
1	変更理由	18
2	基本方針の変更内容	19
3	規制計画の変更内容	25
(1)	保護規制計画及び関連事項	25
ア	特別地域	25
(ア)	第1種特別地域	25
(イ)	第2種特別地域	26
イ	面積内訳	27
4	事業計画の変更内容	31
(1)	施設計画	31
ア	利用施設計画	31
(ア)	集団施設地区	31
(イ)	単独施設	43
(ウ)	道路	44
a	車道	44
b	自転車道	45
c	歩道	45

第1 公園区域の変更

1 変更理由

今回の第2次点検において区域の変更は行わないが、「指定理由」及び「地域の概要」について、再検討時（平成7年）からの情勢変化等を踏まえた修正を行うものである。

- 2 指定理由の変更内容
 指定理由を次のとおり変更する。

変更後	変更前
<p>(1) <u>指定理由</u></p> <p>ア <u>景観（同一風景型式中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</u></p> <p>大雪山国立公園は、北海道の中央部に位置する原生的な山岳地域である。中生代に堆積した日高累層群と新生代の火山噴出物により形成された広大な溶岩台地等を基盤とし、その上に噴出した大雪山火山群、十勝火山群、然別火山群等の火山を有するとともに、基盤部分が地表に現れた石狩岳連峰を含め多様な山々から成る。また、これらの山々の山頂部周辺には大規模な高山植物群落が見られ、その裾野には広大な針葉樹林、針広混交林の森林が広がる。これらの植生を背景に、エゾヒグマやエゾジカなどの大型のほ乳類、氷期の遺存種と言われるエゾキウサウサギなど多様な野生生物が生息している。</p> <p><u>本公園の風景型式は、溶岩台地等の上に火山が形成される地形を基盤とし、高山帯生態系から自然生態系が連続して広がる風景である。</u></p> <p><u>当該風景型式の中でも、本公園の風景は、地形の基盤となる溶岩台地等が標高の高い地域に極めて大規模に広がるほか、その上に形成された火山の数も多く、また、高標高地にある高山帯生態系の高山植物（湿原植物・雪田植物等を含む）から低標高地にある自然生態系の針葉樹林帯や針広混交林の自然植生までが連</u></p>	<p>現行指定書に記載なし。</p>

続して広大に広がるため、規模の大きさ（雄大さ）、原生性、偉大さ、美しさの観点から我が国で傑出している。さらに、連続する高山帯生態系及び自然林生態系については自然度も高く、高山帯生態系については、氷期にシベリア、千島列島、本州から多くの高山植物が移入して形成されたことから、その種類が非常に多彩となり、この点においても原生性、偉大さ、美しさが傑出している。

したがって、本公園は我が国を代表する傑出した自然の風景地である。

イ 規模（区域面積が原則として3万ha以上）

本公園の区域面積は、226,764haである。

ウ 自然性（原生的な景観核心地域が原則として約2,000ha以上）

本公園の原生的な景観核心地域は、大雪山火山群、十勝火山群、然別火山群等の各火山、火山活動に起因して形成された湖（然別湖）や柱状節理を含む峡谷景観（層雲峡、天人峡）、高山植物群落が生育する高山帯、高山帯の裾野に広がるアカエゾマツ等の亜高山性の針葉樹林が広がる地域等で、その区域面積は66,347haである。

エ 利用（大人数による利用が可能）

本公園の利用は、層雲峡温泉、旭岳温泉、ぬかびら源泉郷等を主たる利用拠点とし登山、野生動植物の観察、景勝地巡り、自然散策、温泉入浴等が主な利用形態である。なお、これらの利用形

	<p>態は利用拠点が開発され始めた大正時代以降のことであり、それ以前は、アイヌの人々が聖域や神が住む世界とみなしてカムイミシタラ（神々の遊ぶ庭）と呼び畏敬や畏怖の対象としており、積極的な利用はなされていなかった。</p> <p>以上より、「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定について」(平成25年5月17日付け環自国発第1305171号環境省自然環境局長通知)の別添「国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領」のうち「1 国立公園及び国定公園の候補地の選定」に掲げる各要件を満たしている。</p> <p>また、本公園のテーマを「北海道の真ん中に広がる大屋根—カムイミシタラ神々の遊ぶ庭—」とし、溶岩台地等、火山、高山帯生態系、自然林生態系から成る原生的で広大な傑出性の高い山岳景観を保全し、大雪山を畏敬や畏怖の対象としてきたアイヌ文化を踏まえつつこのような山岳景観を損なわないよう適切な利用を推進するものである。</p>
--	---

- 3 地域の概要の変更内容
地域の概要を次のとおり変更する。

変更後	変更前
-----	-----

<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質</p> <p>本公園は、北海道の中央部に位置し、お鉢カルデラ（爆裂火口の凹地）を形成する大雪火山群、現在も噴煙をあげる十勝岳を主峰とする十勝岳連峰、然別湖周辺の然別火山群や非火山の石狩岳連峰を包含している。特に火山活動に起因する峡谷沿いの柱状節理、カルデラ地形、温泉、噴気現象が各地にみられ、滝や函などの興味深い地形も数多い。また、広大な高山帯を有しているため、永久凍土、構造土など、寒冷地特有の地質現象も見られる。</p> <p>イ 植生</p> <p>本公園を特色づけるのは大雪火山群から十勝岳、石狩岳など、北海道でもっとも標高の高い山岳の上部に成立する高山帯の植生である。ハイマツ、ミヤマハンノキ、ナナカマド等の木本や雪田、雪崩斜面に発達するわい性木本あるいは草本群落等、多様な植生が発達しており、夏季の高山植物の開花期にはその広大性、稀産性や固有性において他でみられない優れたお花畑景観を形成する。標高 1,600～1,800m付近から上部はこの植生で占められている。</p> <p>標高 1,600～1,800m付近より下部は順にダケカンバ帯、針葉樹林帯、針広混交林帯となっている。針葉樹林はトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツが環境によってその構成比を変え、混交林ではダケカンバが混じることが多い。</p> <p>ウ 野生動物</p>	<p>(1) 景観の特性</p> <p>ア 地形、地質</p> <p>本公園は、北海道の中央部に位置し、お鉢カルデラ（爆裂火口の凹地）を形成する大雪火山群、現在も噴煙をあげる十勝岳を主峰とする十勝岳連峰、然別湖周辺の然別火山群や、<u>日高累群層が地表に現れた非火山の石狩岳連峰を包含している</u>。特に火山活動に起因する峡谷沿いの柱状節理、カルデラ地形、温泉、噴気現象が各地にみられ、滝や函などの興味深い地形も数多い。また、広大な高山帯を有しているため、永久凍土、構造土など、寒冷地特有の地質現象も見られる。</p> <p>イ 植生・野生生物</p> <p>本公園を特色づけるのは大雪火山群から十勝岳、石狩岳など、北海道でもっとも標高の高い山岳の上部に成立する我が国最大の高山帯に生育する<u>自然性の高い植生</u>である。ハイマツ、ミヤマハンノキ、ナナカマド等の木本や雪田、雪崩斜面に発達するわい性木本あるいは草本群落等、多様な植生が発達しており、夏季の高山植物の開花期にはその広大性、希少性や固有性において他でみられない優れたお花畑景観を形成する。標高 1,600～1,800m付近から上部はこの植生で占められている。</p> <p>標高 1,600～1,800m付近より下部は順にダケカンバ帯、針葉樹林帯、針広混交林帯となっている。針葉樹林はトドマツ、エゾマツ、アカエゾマツが環境によってその構成比を変え、混交林ではダケカンバが混じることが多い。</p>
---	---

<p>自然性の高い広大な森林や高山等特異な環境を有する本公園は、多種の野生動物が生息する。エゾヒグマやエゾジカなど大型のほ乳類、クロテンやオコジョ、エゾシマリス、エゾリス、エゾモモンガなど中型小型のほ乳類も多く生息している。高山帯を中心とする岩礫地にはエゾナキウサギも多数生息する。</p> <p>鳥類のうち特徴的なものをあげれば、高山ではホシガラス、ギンザンマシコ、ノゴマ、ビンズイなどが繁殖し、森林帯ではクマゲラやシマフクロウの生息も確認されている。峡谷の岩壁にはアマツバメ類、イワツバメが繁殖している。その他動物としてはオシヨロコマ、ミヤバイワナ等の魚類、エゾサンショウウオ等の両生類、爬虫類、また本公園に特有なものとしてウスバキチョウ、アサヒヒョウモンなど氷期の遺存種と考えられる山蝶がある。また、高山蝶を含め昆虫類は調査が十分に進んでおらず、今後も新種が発見される可能性もある。</p> <p><u>高山植物群落には希少種も多く、エゾオヤマノエンドウ、ホソバウルップソウなどの大雪山固有種や、リシリリンドウのような分布の限られた種類も見られる。</u></p>	<p>自然性の高い広大な森林や高山等特異な環境を有する本公園は、多種の野生動物が生息する。ヒグマやエゾシカなど大型のほ乳類、クロテンやオコジョ、エゾシマリス、エゾリス、エゾモモンガなど中型小型のほ乳類も多く生息している。高山帯を中心とする岩礫地にはナキウサギも多数生息する。</p> <p>鳥類のうち特徴的なものをあげれば、高山ではホシガラス、ギンザンマシコ、ノゴマ、ビンズイなどが繁殖し、森林帯ではクマゲラやシマフクロウの生息も確認されている。峡谷の岩壁にはアマツバメ類、イワツバメが繁殖している。その他動物としてはオシヨロコマ、ミヤバイワナ等の魚類、エゾサンショウウオ等の両生類、爬虫類、また本公園に特有なものとしてウスバキチョウ、アサヒヒョウモンなど氷河期の遺存種と考えられる高山蝶がある。また、昆虫類は調査が十分に進んでおらず、今後新種が発見される可能性もある。</p>
<p>立 自然現象</p> <p>本公園は、北海道のほぼ中央に位置しており、内陸性の気候のもとで、気象条件は厳しく、標高が2,000m程度の山頂部は、本州の3,000m以上の山岳部の気象条件に匹敵する。冬の訪れは早く、9月上旬には初冠雪を見る。6月下旬から7月中旬かけて短い夏を迎えるが8月中旬には霜が降り、9月下旬には完全に冬山の姿に変わる。高山帯に建設されている白雲岳避難小屋</p>	<p>エ 自然現象</p> <p>本公園は、北海道のほぼ中央に位置しており、内陸性の気候のもとで、気象条件は厳しく、標高が2,000m程度の山頂部は、本州の3,000m以上の山岳部の気象条件に匹敵する。冬の訪れは早く、9月上旬には初冠雪を見る。6月下旬から7月中旬かけて短い夏を迎えるが8月中旬には霜が降り、9月下旬には完全に冬山の姿に変わる。高山帯に建設されている白雲岳避難小屋</p>

<p>屋での年間平均気温は摂氏マイナス3.8度である。</p> <p>特異な自然現象としては、高原温泉やトムラウシ地獄谷の噴気現象、旭岳や十勝岳の噴火活動、丸山のドーム石灰華等があげられる。</p> <p>エ 文化景観</p> <p><u>火山活動を背景に層雲峡温泉、旭岳温泉、ぬかびら源泉郷などで温泉が湧出している。それぞれの温泉開発の歴史を背景として保健、休養を兼ねた観光利用が盛んに行われ、その様子が特色ある温泉地の景観を形成している。</u></p> <p><u>大雪山の各地に残るアイヌ語地名は、アイヌ民族の自然環境に対する認識、アイヌ民族の歴史や文化を表現している。また、大雪山の高山帯、森林、柱状節理等は多くの文学中で表現され、人々を魅了してきた。このため、大雪山国立公園の自然景観は、これらの観点から文化景観としても捉えることができる。</u></p>	<p>での年間平均気温は摂氏マイナス3.8度である。</p> <p>特異な自然現象としては、高原温泉やトムラウシ地獄谷の噴気現象、旭岳や十勝岳の噴火活動、丸山のドーム石灰華等があげられる。</p>
<p>(2) 利用の現況</p> <p>本公園には、北海道の中央部を東西に走る国道39号線が通るため、北海道周遊観光ルート上に位置する層雲峡温泉の利用者が際だって多い。</p> <p>(平成27年利用者数、層雲峡2,013千人、勇駒別296千人、糠平988千人 ※環境省「自然公園等利用者数調」より引用)</p> <p>その他のアクセス道路は、国道273号線と十勝岳周辺の道路以外はすべて行き止まりの道路となっており、冬季間通行止め</p>	<p>(2) 利用の現況</p> <p>本公園には、北海道の中央部を東西に走る国道39号線が通過しているため、北海道周遊観光ルートの通過地点に当たる層雲峡温泉の利用者が際だって多い。</p> <p>(平成5年度利用者数、層雲峡2,857千人、勇駒別566千人、糠平700千人)</p> <p>その他のアクセス道路は、国道273号線と十勝岳周辺の道路以外はすべて行き止まりの道路となっており、冬季間通行</p>

の道路も数多い。このため、一部を除いて利用の季節が限られている。

主な利用形態は、各利用拠点における温泉を利用した保養と周辺の自然探勝、夏季の登山と高山植物探勝、峡谷沿いの景観探勝等である。

(年間利用者数、平成 27 年 4,980 千人。平成 28 年度年間登山者数推計、約 5 ～ 10 万人程度 ※環境省「自然公園等利用者数調査」及び「平成 28 年度大雪山国立公園入山者数推計」より引用)

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

国有地 214,812 ha、 公有地 9,853 ha、 私有地 2,099 ha

イ 人口及び産業

表 1 人口の推移 (総務省統計局、平成 29 年 1 月 1 日住民基本台帳人口・世帯数)

	市町村名	人口 (人)	世帯数 (戸)
北海道	富良野市	22,598	10,994
	上川町	3,789	2,101

止めの道路も数多い。このため、一部を除いて利用の季節が限られている。

主な利用形態は、各利用拠点における温泉を利用した保養と周辺の自然探勝、夏季の登山と高山植物探勝、峡谷沿いの景観探勝等である。

(年間利用者数、平成 5 年度 5,901 千人)

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本公園は、ほとんどすべてが国有地及び公有地であり、私有地はわずか 0.9% にすぎない。国有地及び公有地のなかでも、国有林の公園全体に占める割合は 94.6% にのぼる。
(国有林 213,580ha 国有地 886ha 公有地 10,198ha 私有地 2,099ha)

イ 人口及び産業

本公園は、上川支庁、十勝支庁の 2 支庁、1 市 9 町にまたがっているが、公園内の定住人口はわずかで、集団施設地区等利用拠点に限られている。観光業以外の産業は、国有林等の林業以外にはほとんど無いといえる。

東川町	8,188	3,755
美瑛町	10,335	4,768
上富良野町	10,984	5,267
南富良野町	2,592	1,425
士幌町	6,236	2,697
上士幌町	4,917	2,439
鹿追町	5,559	2,508
新得町	6,309	3,414
合 計	81,507	39,368

表 2 年齢別人口（総務省統計局「平成 27 年国勢調査」）

	総数 人口	15 歳未満 人口	15～64 歳 人口	65 歳以上 人口
富良野 市	22,936	2,684 (11.7%)	13,092 (57.2%)	7,096 (31.0%)
上川町	4,044	357 (8.8%)	2,082 (51.5%)	1,605 (39.7%)
東川町	8,111	1,057 (13.0%)	4,450 (54.9%)	2,603 (32.1%)

美咲町	10,292	1,116 (10.8%)	5,437 (52.8%)	3,735 (36.3%)
上富良野町	10,826	1,415 (13.1%)	6,141 (56.9%)	3,234 (30.0%)
南富良野町	2,555	288 (11.3%)	1,451 (56.8%)	816 (31.9%)
土幌町	6,132	844 (13.8%)	3,494 (57.0%)	1,794 (29.3%)
上土幌町	4,765	543 (11.4%)	2,543 (53.4%)	1,676 (35.2%)
鹿追町	5,542	808 (14.6%)	3,167 (57.1%)	1,567 (28.3%)
新得町	6,288	661 (10.5%)	3,441 (54.7%)	2,183 (34.7%)
合 計	81,491	9,773 (12.0%)	45,298 (55.6%)	26,309 (32.3%)

※総数人口には年齢不詳人口を含むため、年齢別人口の合計と一致しない場合がある。

表3 産業別就業者数（総務省統計局「平成27年国勢調査」）

平成27年	第1次産業		第2次産業		第3次産業		就業者総数
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	
富良野市	2,401	20.8	1,586	13.7	7,584	65.5	11,843

上川町	244	11.8	222	10.7	1,609	77.5	2,077
東川町	817	21.1	663	17.1	2,387	61.7	3,923
美瑛町	1,540	30.1	591	11.5	2,990	58.4	5,206
上富良野町	975	17.4	671	12.0	3,968	70.7	5,661
南富良野町	257	20.3	189	14.9	821	64.8	1,271
士幌町	1,430	42.9	410	12.3	1,493	44.8	3,341
上士幌町	827	33.7	321	13.1	1,308	53.3	2,478
鹿追町	1,079	36.0	184	6.1	1,736	57.9	3,013
新得町	675	20.5	488	14.9	2,123	64.6	3,298
合 計	10,245	24.3	5,325	12.6	26,019	61.8	42,111

※就業者総数には分類不能産業就業者数を含むため、産業別就業者数の合計と一致しない。

ウ 権利制限関係
(ア) 保安林
(国有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	北海道上川郡上川町内	6,868.3	S35. 3.29

ウ 権利制限関係
(ア) 保安林
(国有林)

種類	位置	面積(ha)	指定年月日
水源かん養	北海道上川郡上川町内	6,868.3	S35. 3.29

		国有林帯広営林署			
(国有林)					
種類	位置	面積(ha)	指定年月日		
土砂流出防備	北海道上川郡上川町内	580.2	S35. 3.29		
	国有林上川営林署		S56. 8.28		
保健	北海道上川郡新得町内	42.1	S62. 8.15		
	国有林新得営林署				
保健	北海道河東郡上士幌町内	33.9	S62. 8.15		
	国有林上士幌営林署				
保健	北海道上川郡上川町内	319.2	S56. 8.28		
	国有林上川営林署		S61. 4. 1		
保健	北海道上川郡上川町内	3,586.0	T 6. 6.23		
	国有林上川営林署		S45.11. 2		
保健	北海道上川郡上川町内		S56. 2.21		
	国有林上川営林署		S56. 8.28		
保健	北海道上川郡上川町内		S56.12.28		
	国有林上川営林署		S63. 7.11		
土砂流出防備	北海道上川郡東川町内	661.3	S58. 2.21		
	国有林旭川営林署		S58.10. 4		
土砂流出防備	北海道上川郡美瑛町内	166.0	S58.10. 4		
	国有林旭川営林署				
土砂流出防備	北海道上川郡美瑛町内	756.0	S51. 3.31		
	国有林美瑛営林署				
土砂流出防備	北海道空知郡上富良野町内	1,394.2	S58.10. 4		
	国有林上川南部森林管理署				
土砂流出防備	北海道空知郡南富良野町内	5,679.7	昭53. 3.29		
	国有林上川南部森林管理署				
土砂流出防備	北海道上川郡新得町内	12,262.7	昭53. 3.13		
	国有林上川西部森林管理署				
土砂流出防備	北海道河東郡上士幌町内	12,111.9	昭46. 3.25		
	国有林上川西部森林管理署		昭53. 3.13		
土砂流出防備	北海道河東郡鹿追町内	4,868.3	昭53. 3.13		
	国有林上川西部森林管理署				
土砂流出防備	北海道上川郡上川町内	580.2	昭35. 3.29		
	国有林上川中部森林管理署		昭56. 8.28		
土砂流出防備	北海道上川郡新得町内	42.1	昭62. 8.15		
	国有林上川西部森林管理署				

保 健	北海道河東郡鹿追町内 国有林上川西部森林 管理署 東大雪支署	33.9	昭 62. 8.15	国有林富良野営林署	65.3	S58. 4.25	
	北海道上川郡上川町内 国有林上川中部森林 管理署	319.2	昭 56. 8.28 昭 61. 4. 1	北海道河東郡上士幌町内 国有林上士幌営林署	216.9	S58. 4.25	
	北海道上川郡上川町内 国有林上川中部森林 管理署	3,586.0	大 6. 6.23 昭 45.11. 2 昭 56. 2.21 昭 56. 8.28 昭 56.12.28 昭 63. 7.11	北海道河東郡鹿追町内 国有林帯広営林署	1,772.5	S58. 4.25	
	北海道上川郡東川町内 国有林上川中部森林 管理署	661.3	昭 58. 2.21 昭 58.10. 4	北海道上川郡新得町内 国有林新得営林署	507.4	S54. 6.25	
	北海道上川郡美瑛町内 国有林上川中部森林 管理署	166.0	昭 58.10. 4				
	北海道上川郡美瑛町内 国有林上川中部森林 管理署	756.0	昭 51. 3.31				
(国有地)							
				種類	位置	面積(ha)	
				土砂崩壊防 備	北海道上川郡上川町内 字層雲峡(環境庁所管地)	0.1	指定年月日 S57. 1.30

(道有林)

種類	位置	面積(ha)	指定年月日
水源かん養	北海道上川郡上川町内 字東雲 旭川経営区	1,401.0	T13.12.25
	北海道上川郡上川町内 字愛山溪 旭川経営区		S45. 7.23
	北海道上川郡東川町内 字ピウケナイ 旭川経営区	5,854.0	T13.12.25
保健	北海道上川郡上川町内 字東雲 旭川経営区	1,402.0	S55. 2.12
	北海道上川郡上川町内 字愛山溪 旭川経営区	(1,401.0 は 水源涵養と重 複)	S56. 6.15
	北海道上川郡東川町内 字ピウケナイ 旭川経営区	3,125.0 (3,125.0 は 水源涵養と重 複)	S55. 2.12 S56. 6.15

(公有林)

種類	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
水源かん養	北海道上川郡上川町内 字東雲 <u>上川南部管理区</u>	1,401	大 13.12.25
	北海道上川郡上川町内 字愛山溪 <u>上川南部管理区</u>		昭 45. 7.23
	北海道上川郡東川町内 字ピウケナイ <u>上川南部管理区</u>	5,854.0	大 13.12.25
保健	北海道上川郡上川町内 字東雲 <u>上川南部管理区</u>	1,402.0 (1,401.0 は 水源涵養と 重複)	昭 55. 2.12
	北海道上川郡上川町内 字愛山溪 <u>上川南部管理区</u>		昭 56. 6.15
	北海道上川郡東川町内 字ピウケナイ <u>上川南部管理区</u>	3,125.0 (3,125.0 は 水源涵養と 重複)	昭 55. 2.12 昭 56. 6.15

<p>(イ) 鳥獣保護区 (省略) (ウ) 史跡名勝天然記念物 (省略)</p>	<p>(イ) 鳥獣保護区 (省略) (ウ) 史跡名勝天然記念物等 (省略)</p>
--	---

第2 公園計画の変更

1 変更理由

大雪山国立公園は、北海道の中央部に位置し、原生的で雄大な山岳景観を有する国立公園である。その景観は、ユーラシアプレートと北米プレートの衝突の過程で形成された付加体から成る日高累層群と、火山活動で噴出した溶岩により形成された広大な溶岩台地を基盤とし、その上に形成されたニセイカウシュペ山等の成層火山、然別火山群、大雪山火山群、十勝火山群、さらには基盤部分が構造山地となった石狩岳連峰を含め多様な山々から成る。また、広大な溶岩台地の上には、雄大な高山帯や針広混交林の景観が広がり、夏季には高山植物のお花畑景観が見られ、エゾヒグマやエゾジカなどの大型のほ乳類、氷期の遺存種と言われるエゾナキウサギなど野生動植物の宝庫となっている。

本公園は、昭和9年12月4日に指定され、昭和52年に十勝川源流部原生自然環境保全地域の指定に伴い、公園区域の一部削除が行われている。平成7年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われた後、平成15年に第1次点検が行われ現在に至っている。

大雪山国立公園の山岳地の表層は火山灰を含む未固結火山噴出物が多く地質的な脆弱性を含むことから登山道の荒廃が進行しており、登山道の維持管理が重要な課題とされてきた。平成20年頃までには、登山道の荒廃メカニズム等について科学的な知見が一定程度とりまとめられ、平成21年頃から、事業執行者が行う登山道の維持管理の取組に、一般登山者、山岳関係団体、関係行政機関等が参加するいわゆる協働型の維持管理が進められてきた。一方、登山利用者が団体登山から個人登山への登山形態の変化等、利用実態も変化しつつある。

こうした動きを背景に、平成27年度には、「大雪山国立公園登山道管理水準」の改定が行われ、利用体験、保全対策それぞれについて具体的な水準が設けられた。また、当該水準に基づき適切な維持管理をするため、平成28年3月には「大雪山国立公園における登山道整備技術指針」も改定された。また、将来的には当該地域における降水量の増加が予測されており、自然的な条件の変化からも登山道の荒廃に拍車がかかることが懸念されることから、今後、改定された管理水準を元に、協働型による登山道の整備及び維持管理、適正な利用を推進していくことが必要である。

また近年では外国人観光客の利用が増加しており、自然体験機会の提供の強化等、国立公園内の利用拠点に求められる役割も変化している。

平成15年の第1次点検後10年以上が経過し、上記のように社会的条件が変化したことや今後予測されている自然条件の変化に対応するため、今回、公園計画の点検を行うものである。

2 基本方針の変更内容
基本方針を次のとおり変更する。

(表 1：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p>大雪山国立公園は、北海道中央部に位置する原生的な山岳地域であり、昭和9年に指定された国立公園である。広範な溶岩台地等の上に火山が形成された地形を基盤とし、我が国最大の面積を持つ高山帯から亜寒帯に至る自然植生が連続して広がる雄大な自然景観が特徴であり、特に高山帯のお花畑はその種類が非常に多彩で傑出した美しさを持つ。これらを鑑賞する登山と高山植物探勝、温泉を利用した保養と周辺の自然探勝、峡谷沿いの景観探勝、冬期のスキュー等、原生的な自然景観を活かした利用が中心となっている。</p> <p><u>以上の自然的・社会的状況を踏まえながら当該国立公園の風致景観の保全を図るとともに、適切な利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定めることとする。</u></p> <p>(1) 規制計画 ア <u>保護規制計画及び関連事項</u> イ <u>特別地域</u></p>	<p>大雪山国立公園は、昭和9年12月4日に指定された公園である。指定されてから現在までの間に、社会経済情勢は大きく変化し、本公園の公園利用等にも大きな変化をもたらしている。</p> <p>一方、本公園の公園計画は、昭和13年に特別地域を指定、昭和46年に特別保護地区を指定しているが、現在まで全般的な見直しが行われておらず、現実の公園管理に支障が生じている。</p> <p>このような状況をふまえ、以下の方針に基づき、公園区域全体にわたり公園計画の再検討を行い、本公園の適切な保護及び利用を図るものである。</p> <p>(1) 保護計画 1 特別地域 (イ) 区域 公園区域のうち、高山帯及び風致景観の優れた森林並びに特異な地形地質及び自然現象を呈している地域が既に特別地域に指定されている。 公園区域の拡張を行う地域及び普通地域のうち、すぐれた自然景観を有する地域、公園利用道路（車道）沿線等風致の維持を図る必要性の高い地域については、特別地域を拡張する。 なお、現行の特別地域のうち、農地への改変、公園利用道路（車道）の変更等により、その風致の維持を図る必要性の薄れた地域については、特別地域か</p>

ら削除する。

(2) 地域地区

現行の特別地域は、地種区分が未決定である。このため新たに拡張する部分を含めて景観の特性、公園利用との関係等を勘案しながら、次により地域地区を設定する。

ア 特別保護地区

次に該当する厳正な保護を図る必要がある本公園の核心地域が既に特別保護地区に指定されている。

(ア) 大雪山、ニセイカウシュツペ山、十勝岳及びニペソツ山の各火山地形や石狩岳連峰の構造山地地形の頂稜部に展開する高山植物群落、ハイマツ群落及び高層湿原等の原生的な自然景観を有する地域並びに噴気・泥流跡等の火山現象を呈する地域

(イ) 柱状節理の峡谷及び滝を有する地域

又、現行の特別保護地区に隣接して原生的な自然景観を有する地域のうち、高層湿原、湿地性わい性アカエゾマツ群落等、特に学術的価値が高く、厳正に景観の保護を図る必要性が極めて高い地域については、区域を拡張する。

イ 第1種特別地域

次に該当する地域で、特別保護地区に準じ、厳正にその風致の維持を図る必要性が高い地域を第1種特別地域とする。

(ア) すぐれた火山、山岳地形を有する地域

(イ) 原始性の高い景観を有する河川、天然湖沼及びその周辺地域

(ウ) 柱状節理、構造土等特異な地形、地質を有する地域

(エ) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原、湿地性わい性林等のうち原生的な自

ア) 特別保護地区

以下に該当し良好な自然景観を維持している地域については、特別保護地区として厳正に景観を保護する。

① 大雪山、ニセイカウシュツペ山、十勝岳及びニペソツ山の各火山地形や石狩岳連峰の構造山地地形の頂稜部に分布する高山植物群落

② ハイマツ群落及び高層湿原等の原生的な自然景観を有する地域

③ 高層湿原・湿地性わい性アカエゾマツ群落等

④ 噴気・泥流跡等の火山現象を呈する地域

⑤ 柱状節理の峡谷・滝を有する地域

イ) 第1種特別地域

以下に該当し特別保護地区に準ずる景観を有する地域については、第1種特別地域として現在の風致を極力維持する。

① すぐれた火山、山岳地形を有する地域

② 原始性の高い景観を有する河川、天然湖沼及びその周辺地域

③ 柱状節理、構造土等特異な地形、地質を有する地域

④ 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原、湿地性わい性林等のうち原生的な

<p>自然景観を有する地域</p> <p>⑤高山植物等貴重な植物の自生地として貴重な地域</p> <p>⑥すぐれた天然林を有する地域</p> <p>⑦エゾナキウサギ、高山性鳥類、高山蝶等貴重な動物の生息地、もしくは繁殖地として貴重な地域</p> <p>⑧噴気現象、温泉現象等特異な自然現象が生じている地域</p> <p>ウ) 第2種特別地域</p> <p>以下に該当する地域については、<u>第2種特別地域として現在の風致を維持するとともに、特に農林漁業活動については努めて調整を図る。</u></p> <p>①良好な天然林、山岳、河川等、公園の景観構成上重要な自然景観を有する地域</p> <p>②公園の主要利用地点からの主たる展望対象地域</p> <p>③集団施設地区等公園利用拠点とその周辺地域</p> <p>④主要公園利用道路（車道）沿線で周囲が第3種特別地域（予定）又は普通地域である地域</p> <p>⑤現在一般のスキー利用（ツアースキーを除く。）がなされており、今後ともそれを認めることが適当な地域</p> <p>エ) 第3種特別地域</p> <p>森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動が風致の維持に大きな影響を及ぼすおそれがない地域については、第3種特別地域とする。</p>	<p>自然景観を有する地域</p> <p>(オ) 高山植物等貴重な植物の自生地として貴重な地域</p> <p>(カ) すぐれた天然林を有する地域</p> <p>(キ) ナキウサギ、高山性鳥類、高山蝶等貴重な動物の生息地、もしくは繁殖地として貴重な地域</p> <p>(ク) 噴気現象、温泉現象等特異な自然現象が生じている地域</p> <p>ウ) 第2種特別地域</p> <p>次に該当する地域で、特に農林漁業活動については、つとめて調整を図ることが必要な地域を第2種特別地域とする。</p> <p>(ア) 良好な天然林、山岳、河川等、公園の景観構成上重要な自然景観を有する地域</p> <p>(イ) 公園の主要利用地点からの主たる展望対象地域</p> <p>(ウ) 集団施設地区等公園利用拠点とその周辺地域</p> <p>(エ) 主要公園利用道路（車道）沿線で周囲が第3種特別地域（予定）又は普通地域である地域</p> <p>(オ) 現在一般のスキー利用（ツアースキーを除く。）がなされており、今後ともそれを認めることが適当な地域</p> <p>エ) 第3種特別地域</p> <p>本公園の景観構成上重要な地域で風致の維持を図る必要性は高いが、森林施業をはじめとする通常の農林漁業活動については、特に風致の維持に影響を及ぼすおそれのない地域を第3種特別地域とする。</p>
---	--

<p>オ 指定湖沼 高山帯の景観上きわめて重要な位置をなす4湖沼が既に指定されており、新規指定は行わない。</p> <p>カ 乗入れ規制地域 貴重な動植物の生息・生育地で、車馬特にスノーモービルの乗り入れにより環境の悪化が懸念される地域を新たに指定する。</p> <p>2 普通地域 特別地域の周辺部で風景の保護を図ることが必要な地域を普通地域とする。</p> <p>(2) 利用計画</p> <p>1 集団施設地区 (1) 既存の層雲峡、勇駒別、糠平の3地区については、現在の利用状況及び施設の整備計画に合わせて、現行の区域及び地割、整備方針を変更する。 (2) 利用拠点として自然条件、社会条件等に優れた十勝三股地区については、地域の自然探勝の基地として計画的に整備を進めるため集団施設地区を追加する。</p> <p>2 単独施設</p>	<p>(イ) 関連事項 ア) 普通地域 特別地域の周辺部で風景の保護を図ることが必要な地域を普通地域とする。</p> <p>(2) 事業計画 ア) 利用施設計画 (ア) 集団施設地区 既存の<u>集団施設地区</u>については、<u>多様な利用ニーズに対応するため一体的な整備を図る必要があることに鑑み、必要に応じて集団施設地区の拡張や適切な整備方針等の策定を行うとともに、今後とも整備の可能性が低い地域については、<u>集団施設地区の削除を行う。</u></u></p> <p>(イ) 単独施設</p>
---	--

公園の利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。また、現計画のうち事業執行されていないもので、今後とも整備の可能性が低いものについては、計画から削除する。

(ウ) 道路（車道・自転車道・歩道）

- ①公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては計画を追加する。
- ②現計画のうち、すでに整備されている路線については、その目的及び利用状況等に応じて再編成する。
- ③現計画のうち、未だ整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(1) 公園の利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。

(2) 現計画のうち、未だ事業執行されていないもので、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

3 道路

(1) 車道

ア 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。

イ 現計画のうち、すでに整備されている路線については、その目的、利用状況等に応じて再編成する。

ウ 現計画のうち、未だ整備されていない路線で、今後とも整備の可能性及び必要性が低いものについては、計画から削除する。

(2) 自転車道

ア 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。

(3) 歩道

ア 公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。

イ 現計画のうち、すでに整備されている路線については、その目的、利用状況等に応じて再編成する。

ウ 現計画のうち、未だ整備されていない路線で、利用上の必要性の低いもの及び危険性の高いものについては、計画から削除する。

<p>(エ) 運輸施設</p> <p>公園利用上必要性が認められ整備が見込まれるものについては、計画を追加する。</p>	<p>4 運輸施設</p> <p>公園利用上必要性が認められ、整備が見込まれるものについては、計画を追加する。</p>
--	---

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分 の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第2種特別地域 からの振替	東大雪連峰上 部	北海道河東郡上士幌町内 国有林十勝西部森林管理署 東大雪支署 200 林班、202 林班	大雪ダム糠平上士幌線道路（車道）園線の 第1種特別地域の地種区分線の基準となっ ている三国峠南側の路線が道路改良により 変更されたため、地種区分線の見直しを行 うもの。	4.91
変更部分面積計						4.91
変更前第1種特別地域面積						29,565.74
変更後第1種特別地域面積						29,570.65

(イ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分 の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	第1種特別地域 への振替	大雪ダム糠平 上土幌線道路 (車道) 沿線	北海道河東郡上土幌町内 国有林十勝西部森林管理署 東大雪支署 200 林班、202 林班	大雪ダム糠平上土幌線道路 (車道) 沿線の 第1種特別地域の地種区分線の基準として いる三国峠南側の路線が道路改良により変 更されたため、地種区分線の見直しを行う もの。	4.91
変更部分面積計						4.91
変更前第2種特別地域面積						22,270.55
変更後第2種特別地域面積						22,265.64

イ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 4 : 地域地区別土地所有面積総括表)

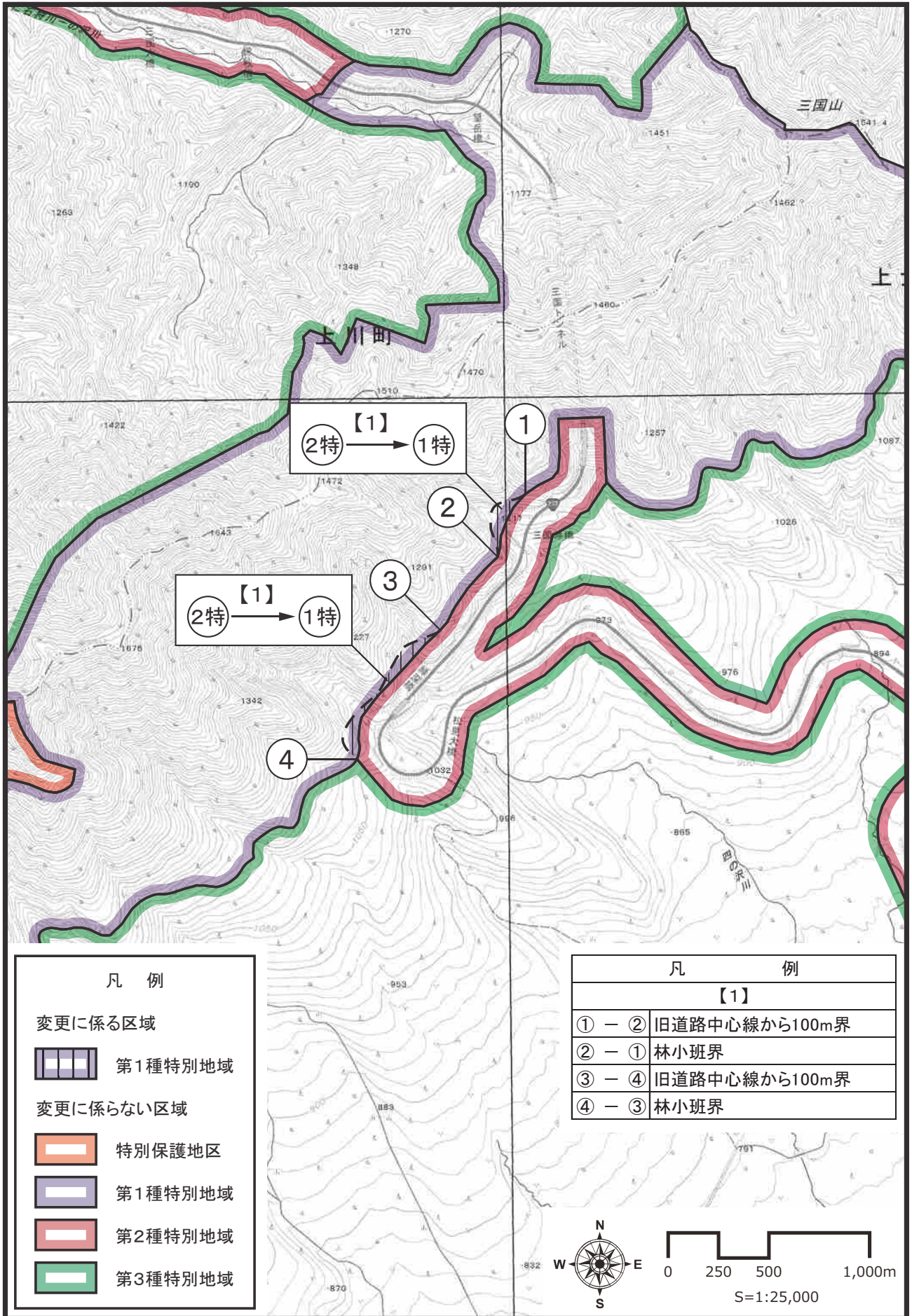
(単位 : 面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公 園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)	
		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域			第 3 種特別地域			国	公	私	国	公				私
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私						国	公	私	
北 海 道	土地所有別面積	34,267	2,541	0	28,392	1,173	5	19,759	1,529	979	94,469	184	195	37,927	4,425	920	214,812	9,853	2,099	0	0	0
	地種区分別面積				29,571			22,267			94,848											
	地域地区別面積	36,807			146,684																	
	地域別面積	183,491											43,272			226,764						
合 計	土地所有別面積	34,267	2,541	0	28,392	1,173	5	19,759	1,529	979	94,469	184	195	37,927	4,425	920	214,812	9,853	2,099	0	0	0
	地種区分別 面積 (比率)				29,571 (13.0)			22,267 (9.8)			94,848 (41.9)											
	地域地区別 面積 (比率)	36,807 (16.2)			146,684 (64.7)																	
	地域別 面積 (比率)	183,491 (80.9)											43,272 (19.1)			226,764 (100.00)						

(表5：地域地区別市町村別面積総括表)

市町村名		現 行										変 更 後										増 減				
		特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (A')	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域) (B')	陸域 (B-A)	海域 (B'-A')			
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計										
北海道	富良野市		1,298	1,035	0	276	2,608	835	3,444	0	0	0	1,298	1,035	0	276	2,608	835	3,444	0	0	0	0	0	0	0
	上川郡	上川町	8,724	8,663	5,768	30,564	53,719	0	53,719	0	0	0	8,724	8,663	5,768	30,564	53,719	0	53,719	0	0	0	0	0	0	0
		東川町	3,021	1,554	2,270	0	6,845	3,411	10,255	0	0	0	3,021	1,554	2,270	0	6,845	3,411	10,255	0	0	0	0	0	0	0
		美瑛町	10,045	4,318	66	2,255	16,684	5,512	22,196	0	0	0	10,045	4,318	66	2,255	16,684	5,512	22,196	0	0	0	0	0	0	0
	空知郡	上富良野町	1,060	1,194	283	559	3,096	1,923	5,019	0	0	0	1,060	1,194	283	559	3,096	1,923	5,019	0	0	0	0	0	0	0
		南富良野町	1,012	1,425	0	1,423	3,860	1,830	5,691	0	0	0	1,012	1,425	0	1,423	3,860	1,830	5,691	0	0	0	0	0	0	0
河東郡	上川郡	士幌町	0	65	0	231	296	601	897	0	0	0	0	65	0	231	296	601	897	0	0	0	0	0	0	0
		上士幌町	1,191	6,034	6,222	29,104	42,552	8,923	51,475	0	0	0	1,191	6,039	6,218	29,104	42,552	8,923	51,475	0	0	0	0	0	0	0
		鹿追町	0	648	3,597	7,144	11,389	4,566	15,954	0	0	0	0	648	3,597	7,144	11,389	4,566	15,954	0	0	0	0	0	0	0
	新得町	10,456	4,285	4,064	23,292	42,097	15,672	57,768	0	0	0	10,456	4,285	4,064	23,292	42,097	15,672	57,768	0	0	0	0	0	0	0	
	(河東郡)	然別湖	0	346	0	0	346	0	346	0	0	0	0	346	0	0	346	0	346	0	0	0	0	0	0	0
合 計		36,807	29,566	22,271	94,848	146,684	43,272	226,764	0	0	0	36,807	29,571	5 22,267	△4 94,848	146,684	43,272	226,764	0	0	0	0	0	0	0	0

保護規制計画変更図①



4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 集団施設地区

層雲峡集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表6：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区・基盤施設	整備方針	面積 (ha)	備考
1	層雲峡	北海道上川郡上川町内 国有林上川中部 森林管理署 2201林班、2339林班及び 2340林班の各一部 北海道上川郡上川町字層雲峡の一部	当地区は、本公園の北部にある柱状節理の断崖を形成する層雲峡峡谷の中央部にあたり、黒岳沢との合流部分に位置する。 湧出する温泉とともに、層雲峡峡谷、ニセイカウシユッペ山、大雪山火山群等第1級の自然景観に恵まれ、主要な北海道観光ルートとなっている国道39号線沿いにあるため、利用者が多く、本公園の最大の利用拠点となっている。	中央整備計画区	当計画区は、層雲峡の中心部に位置する黒岳沢の左岸側、国道39号線までの平坦地で、デジタルセンター、宿泊施設、店舗、ロープウェイ駅舎、駐車場等が集中的に立地している。 層雲峡の中心地として快適な公園利用に供するため、公共施設の適切な配置、利用動線の歩車道分離、美しい町並み景観の維持、積極的な緑地の配置及び緑化、利用施設区域と従業員宿舍区域の分離、住民の安全性・快適性の確保を図る。 また、自然ふれあい整備計画区での自然ふれあい活動の拠点として、大雪山の登山拠点		一般計画 昭29.2.18決定 詳細計画 昭41.11.7決定 区域 昭32.10.1指定 昭36.12.26拡張 昭41.11.7拡張 及び削除
						10.7	

		<p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、大雪山登山の基地として、また、温泉を利用した保健休養の場として快適な利用を図るとともに、峡谷の景観を活かした自然ふれあい活動の拠点としての空間・施設を整備する。</p> <p>なお、急峻な山腹と岩壁に囲まれており、利用可能な地域が少ないため、土地の有効利用・災害防止に十分配慮する。</p> <p>また、地区内に緑地を適切に確保し、自然環境豊かな地区づくりを促進するとともに、自然探勝型利用を促進するための整備を行う。</p>	<p>宿泊施設整備計画区</p>	<p>として、近年増加している外国人利用者への対応を含め、必要な情報やサービスを提供する。</p> <p>なお、黒岳沢については、利用者及び地域住民の安全のため、災害防止施設の整備を図る。</p> <p>当計画区は、宿泊施設、公営住宅、浄水場、下水処理場が既に立地している。</p> <p>狩川河畔林及び自然河岸の保全に配慮しつつ、既存施設の整備充実を図る。宿泊施設の更新、整備の際には施設相互の間隔を十分とり、敷地の内外に緑地を確保することにより、豊かな自然環境の中に立地する宿泊施設として快適性を保つとともに、地区全体の緑量の確保に留意する。</p> <p>なお、石狩川左岸山腹からの土砂災害等に十分留意するものとし、宿泊施設、従業員宿舎等は配置しない。</p>	<p>30.0</p>	
--	--	---	------------------	---	-------------	--

			<p>自然ふれあい施設整備計画区</p>	<p>当計画区は、石狩川右岸の一段高い平坦地に園地や野営場が整備され、九十九川上流は、紅葉谷への散策道路の入り口拠点となっている。</p> <p>当計画区には、自然ふれあい活動の拠点又は実施場所として、自然解説活動ができるような休憩施設や、散策できる施設を整備する。園地への動線は現在歩道橋のみであるので、管理用車道の整備を検討する。国道39号線との間の未利用地には石狩川の増水への対応が可能な場合は、駐車場、広場等を配置する。</p> <p>自然河岸の保全に留意し、護岸はその修景に十分配慮する。</p>	<p>17.9</p>	
			<p>道路（車道）</p>	<p>北海道の主要動脈である国道39号線が地区内を通過しており、交通量が非常に多い。このため、国道沿いの利用施設や町道1号線との出入り際の安全確保に留意する。</p>		
			<p>道路（歩道）</p>	<p>公共施設と連絡するように緑地や河畔を利用した散策歩道を整備し、自然探勝型利用の促進を図る。</p>		
			<p>給水施設</p>	<p>現在上流部宿泊施設整備計画区にある施設から地区内に配水しているが、水量が不足する場合は別途施設を検討する。</p>		

糠平集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表7：集団施設地区表)

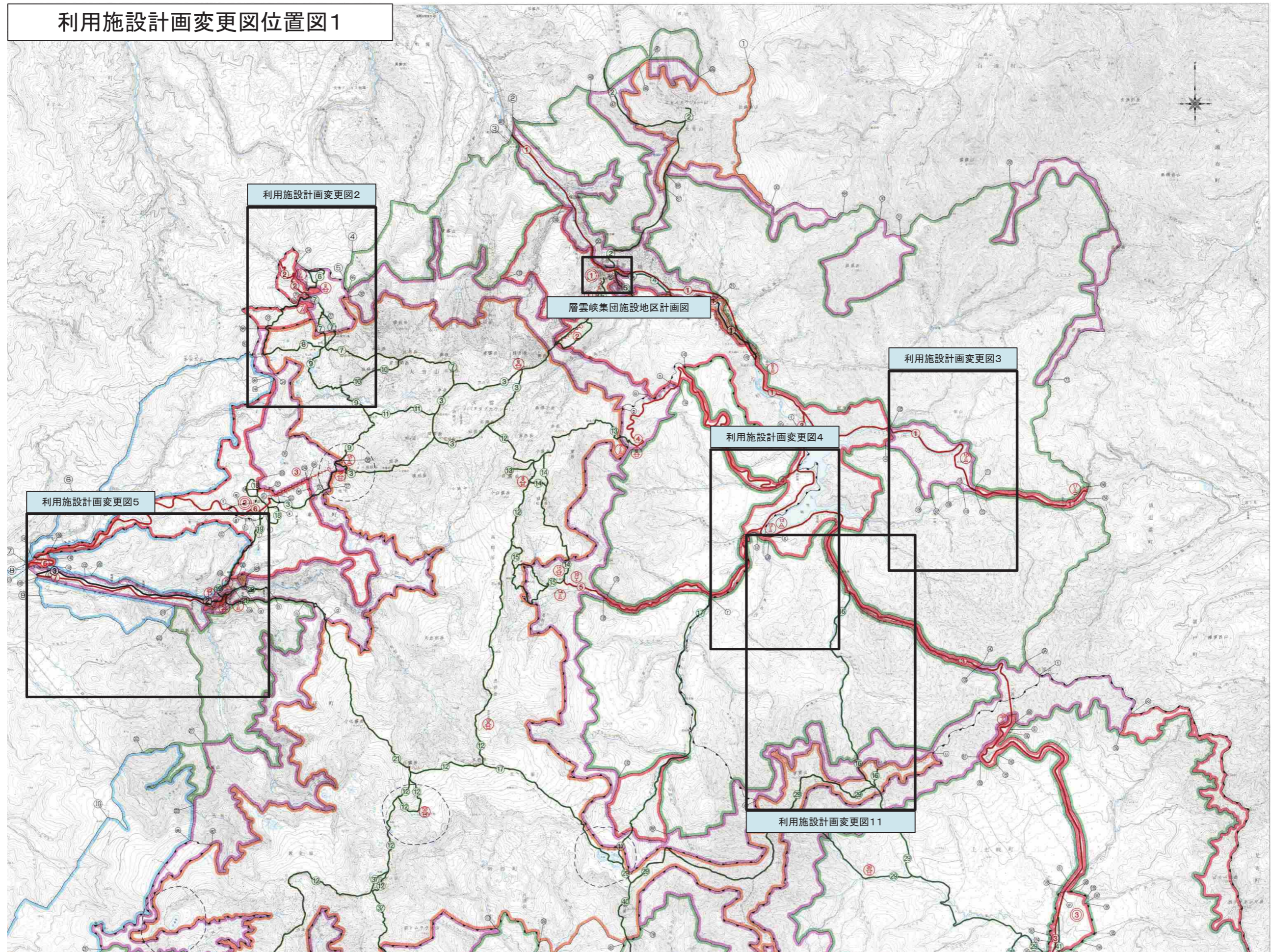
番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域	変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
4	拡張	糠平集団施設地区	平7.8.21告示	北海道河東郡上士幌町内 国有林十勝西部森林管理署東大雪支署44林班及び47林班の各一部 北海道河東郡上士幌町字糠平の一部	利用拠点としての魅力向上を図る観点から、集団施設地区内の温泉街と隣接する森林を散策路によってつなぎ、利用者が温泉街と周囲の自然を一体的に楽しめる歩行空間を整備するため、集団施設地区の区域を拡張する。	3.68	35.18

次の集団施設地区を削除する。

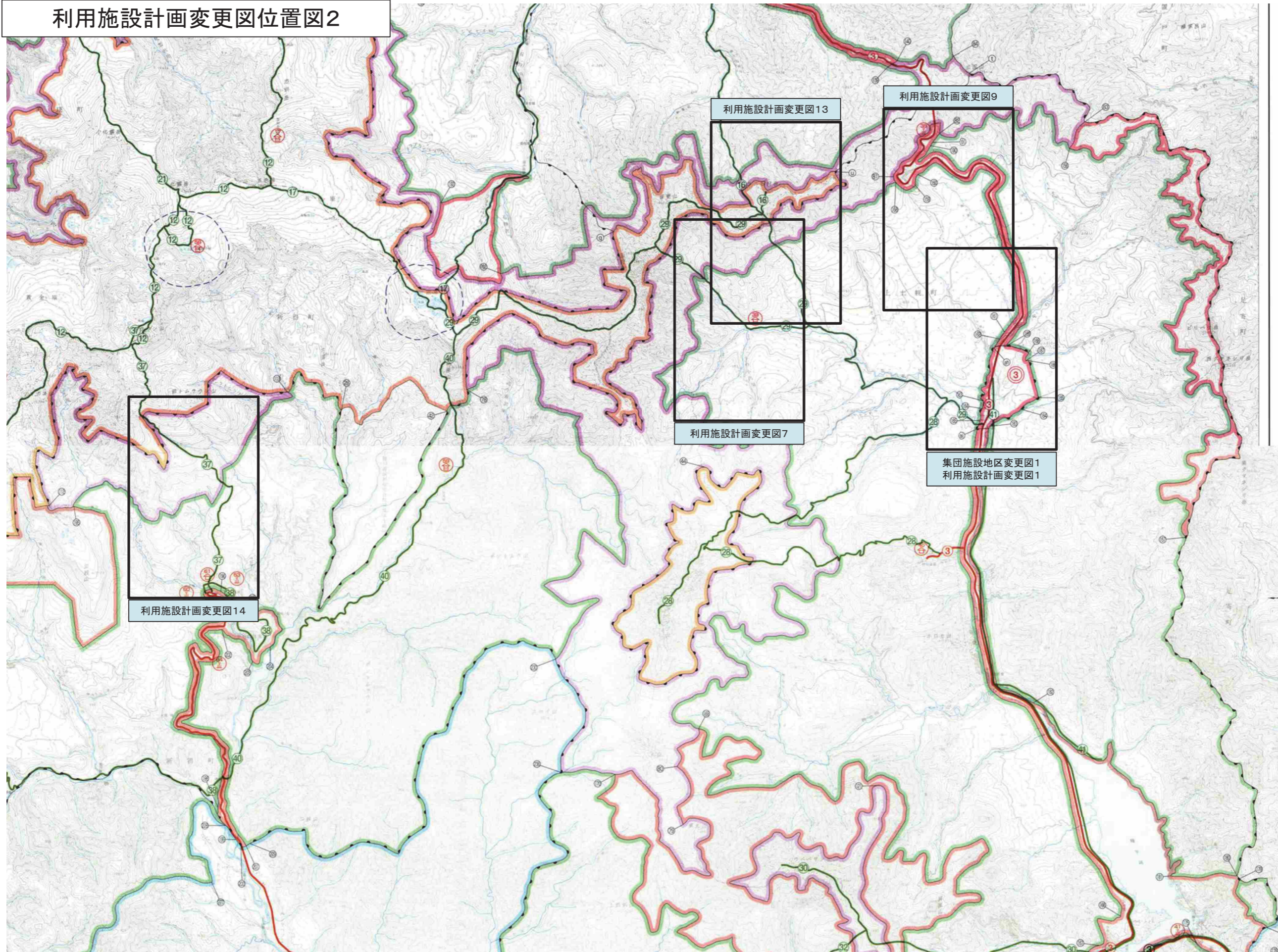
(表8：集団施設地区削除表)

番号	区分	名称	位置	告示年月日	理由
3	削除	十勝三股集団施設地区	北海道河東郡上士幌町内 国有林十勝西部森林管理署東大雪支署176林班及び180林班の各一部 北海道河東郡上士幌町字三股の一部	平7.8.21告示	本集団施設地区は、当該地区においてキャンプ・宿泊施設等の快適性の高い自然体験型利用を促進するための整備を行うことを目的に、平成7年の公園計画見直しにおいて新規追加されたが、その後の社会状況の変化を踏まえ集团的に施設を整備する見込みがなくなったため、削除する。

利用施設計画変更図位置図1



利用施設計画変更図位置図2



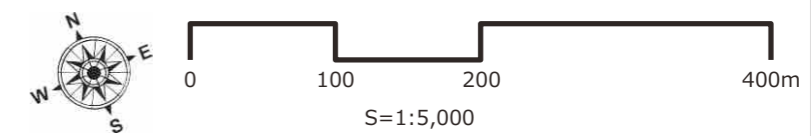
層雲峡市街図

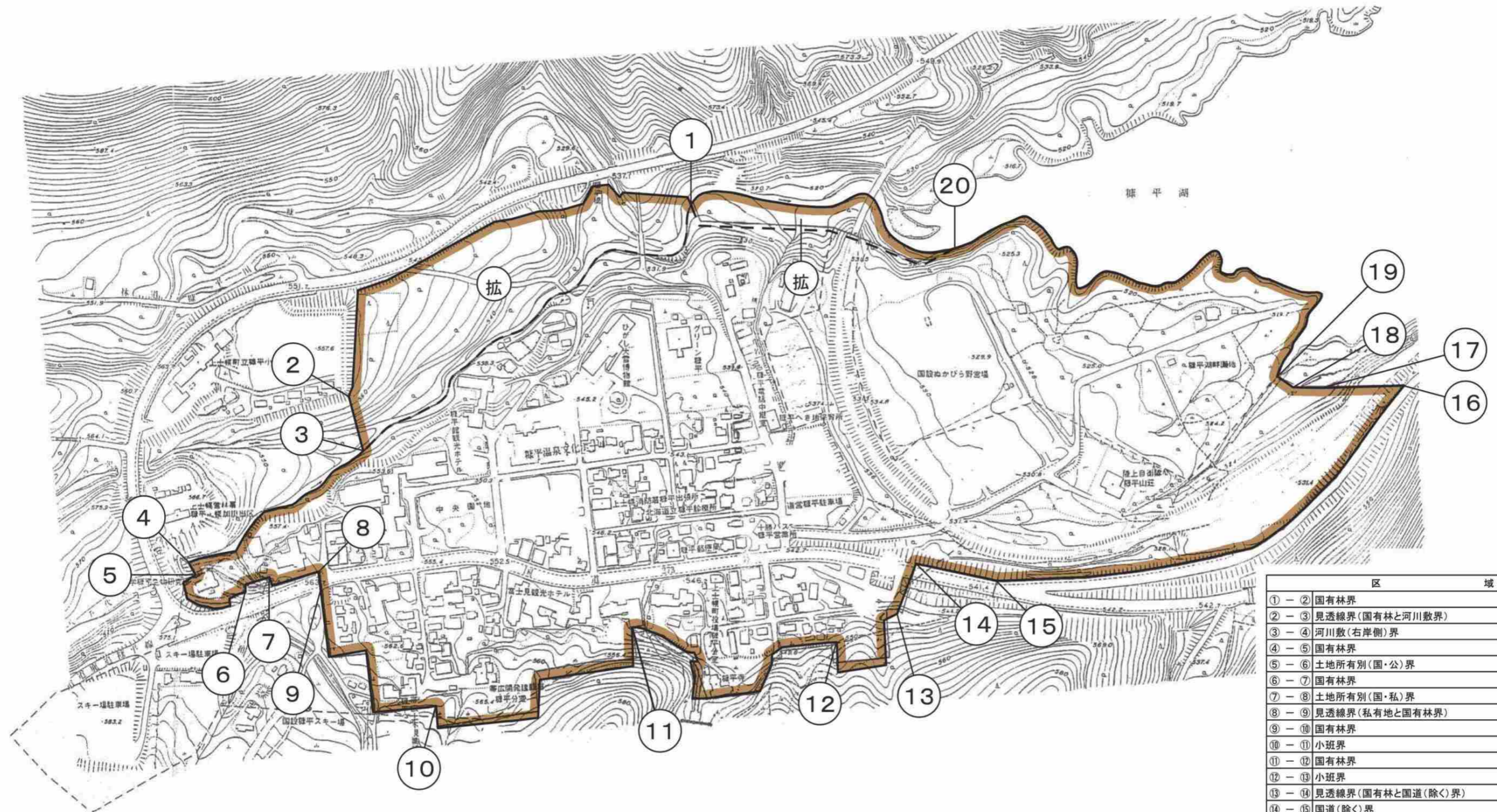


区 域	
① - ②	林班界
② - ③	図上確定界(小班界の延長線と林班界の交点)
③ - ④	小班界
④ - ⑤	見透線界(小班界の延長線と林班界の交点)
⑤ - ⑥	林班界
⑥ - ⑦	土地所有別(国(環境省)-国(林野庁))界
⑦ - ⑧	土地所有別(公(上川町)-国(林野庁))界
⑧ - ⑨	土地所有別(国(環境省)-国(林野庁))界
⑨ - ⑩	見透線界(境界杭から砂防ダム天端西端)
⑩ - ⑪	見透線界(砂防ダム天端西端から小班界の貸付地境界杭)
⑪ - ⑫	小班界
⑫ - ⑬	見透線界(小班界の貸付地境界杭から所有地境界杭)
⑬ - ⑭	土地所有別(国(環境省)-国(林野庁))界
⑭ - ⑮	図上確定界(小班界予定)
⑮ - ⑯	土地所有別(公(上川町)-国(林野庁))界
⑯ - ⑰	土地所有別(国(財務省)-国(林野庁))界
⑰ - ⑱	沢(図上確定中心線)界
⑱ - ⑲	図上確定界(沢から小班界)
⑲ - ⑳	小班界
㉑ - ㉒	見透線界(小班界・林班界交差地点から野営場取付道路入口)
㉒ - ㉓	小班界
㉓ - ㉔	図上確定界(小班界屈曲点から境界杭)
㉔ - ㉕	土地所有別(国(環境省)-国(林野庁))界
㉕ - ㉖	道路敷(除)界
㉖ - ㉗	土地所有別(国(環境省)-国(林野庁))界
㉗ - ㉘	道路敷(除)界
㉘ - ㉙	図上確定界(トンネル入口から境界杭)
㉙ - ㉚	土地所有別(国(環境省)-国(林野庁))界
㉚ - ㉛	土地所有別(国(国土交通省)-国(林野庁))界
㉛ - ㉜	土地所有別(国(環境省)-国(林野庁))界
㉜ - ㉝	土地所有別(公(上川町)-国(林野庁))界
㉝ - ㉞	土地所有別(国(国土交通省)-国(林野庁))界
㉞ - ㉟	土地所有別(公(上川町)-国(林野庁))界
㊱ - ㊲	土地所有別(国(国土交通省)-国(林野庁))界

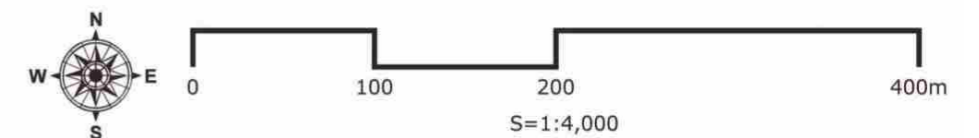
地 割	
㉞ - ㉟	駐車場水路敷(含)界
㊱ - ㊲	土地使用許可敷地界
㊳ - ㊴	図上確定界 (旧山12:X=-30299.83 Y=56362.92とL8を結ぶ線)
㊵ - ㊶	道路敷(除)界
㊷ - ㊸	図上確定界(L8とR8を結ぶ線)
㊹ - ㊺	土地所有別(国(環境省)-国(林野庁))界
㊻ - ㊼	土地所有別(公(上川町)-国(林野庁))界
㊽ - ㊾	土地所有別(国(国土交通省)-国(林野庁))界
㊿ - ㊽	河川敷(除)界
㊾ - ㊿	図上確定界 (所有別屈曲点とK193:X=-30665.18 Y=56537.39を結ぶ線)
㊽ - ㊾	土地使用許可敷地界
㊾ - ㊿	図上確定界 (K186:X=-30632.68 Y=56523.74とK182:X=-30564.700 Y=56529.340を結ぶ線)
㊿ - ㊽	地目界(山林)
㊿ - ㊽	沢界

※図上確定界は、今後、緯度経度により地点を指定して、当該地点を結ぶ線界とする予定





区 域	
① - ②	国有林界
② - ③	見透線界(国有林と河川敷界)
③ - ④	河川敷(右岸側)界
④ - ⑤	国有林界
⑤ - ⑥	土地所有別(国・公)界
⑥ - ⑦	国有林界
⑦ - ⑧	土地所有別(国・私)界
⑧ - ⑨	見透線界(私有地と国有林界)
⑨ - ⑩	国有林界
⑩ - ⑪	小班界
⑪ - ⑫	国有林界
⑫ - ⑬	小班界
⑬ - ⑭	見透線界(国有林と国道(除く)界)
⑭ - ⑮	国道(除く)界
⑮ - ⑯	町道(除く)界
⑯ - ⑰	土地所有別(公・私)界
⑰ - ⑱	国有林界
⑱ - ⑲	見透線界(国有林とダム湖汀線界)
⑲ - ⑳	ダム湖汀線界
⑳ - ①	河川敷(右岸側)界



(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表9：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針
66	園地	北海道河東郡上士幌町（十勝三股）	東大雪連峰の展望、十勝三股地区の植生復元を主体とする環境教育を行うための園地として整備する。

次の単独施設を削除する。

(表10：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
3	野営場	北海道上川郡上川町（愛山溪）	平7.8.21 告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
10	園地	北海道上川郡上川町（大雪台）	平7.8.21 告示	事業が廃止され、今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
13	野営場	北海道上川郡上川町（白楊平）	平7.8.21 告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
22	野営場	北海道上川郡東川町及び美瑛町（天人峡）	平7.8.21 告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
27	スキー場	北海道上川郡美瑛町及び空知郡上富良野町（十勝岳）	平7.8.21 告示	事業が廃止され、今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。
39	避難小屋	北海道河東郡上士幌町（岩間温泉）	平7.8.21 告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を追加する。

(表 11：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
16	原始ヶ原線	起点－北海道富良野市（布礼別・国立公園境界） 終点－北海道富良野市（原始ヶ原登山口）		原始ヶ原及び富良野岳に登山する起点に至る道路として整備する。

次の車道を変更する。

(表 12：道路（車道）変更表)

現 行					新 規					理 由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	道路改良により路線が変更されたため、現道に合わせて変更する。
3	大雪ダム糠平上士幌線	起点－上川郡上川町（大雪ダム・車道分岐点） 終点－河東郡上士幌町（幌加温泉） 終点－河東郡上士幌町（元小屋・国立公園境界）	三国峠、十勝三股集団施設地区、糠平集団施設地区	平 7. 8. 21 告示	3	大雪ダム糠平上士幌線	起点－上川郡上川町（大雪ダム・車道分岐点） 終点－河東郡上士幌町（幌加温泉） 終点－河東郡上士幌町（元小屋・国立公園境界）	三国峠、糠平集団施設地区	層雲峡ルベシベ線及び帯広方面から糠平集団施設地区等への到達道路（国道 273 号線）及び幌加温泉への到達道路（町道）として整備する。	
12	士幌然別線	起点－北海道河東郡士幌町（士幌高原・国立公園境界） 終点－北海道河東郡鹿追町（然別湖南・車道合流点） 終点－北海道河東郡上士幌町（岩石山南西山腹）		平 7. 8. 21 告示	12	士幌高原線	起点－北海道河東郡士幌町（士幌高原・国立公園境界） 終点－北海道河東郡上士幌町（岩石山南西山腹）		士幌高原及び白雲山登山口への到達道路（道道）として整備する。	今後整備される見込みがないことから、然別湖南に至る未開削区間を削除する。

b 自転車道

次の自転車道を削除する。

(表 13 : 道路 (自転車道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
2	天人峡線	起点－北海道上川郡美瑛町 (忠別・国立公園境界) 終点－北海道上川郡東川町及び美瑛町 (天人峡)		平 7. 8. 21 告示	今後整備の見込みはなく、利用上の必要性も低いことから削除する。

c 歩道

次の歩道を削除する。

(表 14 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
16	三国沢ユニ石狩岳線	起点－北海道上川郡上川町 (三国沢) 終点－北海道上川郡上川町 (ユニ石狩岳)		平 7. 8. 21 告示	災害により通行の見通しが立っていないため、十石峠からユニ石狩岳間を石狩連峰縦走線に振り替え、それ以外の区間を削除する。

次の歩道を変更する。

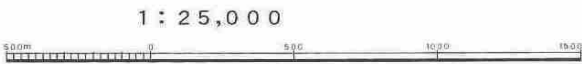
(表 15 : 道路 (歩道) 変更表)

現 行					新 規					理 由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
12	大雪山縦走線	起点－北海道上川郡上川町(北海岳・歩道分岐点) 終点－北海道富良野市(布礼別・国立公園境界) 終点－北海道上川郡新得町(ヒサゴ沼避難小屋)	高根ヶ原、 忠別岳、 美瑛岳、 十勝岳、 富良野岳	平7.8.21告示	12	大雪山縦走線	起点－北海道上川郡上川町(北海岳・歩道分岐点) 終点－北海道富良野市(原始ヶ原登山口) 終点－北海道上川郡新得町(ヒサゴ沼避難小屋)	高根ヶ原、 忠別岳、 美瑛岳、 十勝岳、 富良野岳	大雪山を縦走する幹線登山道として、原始性の高い自然の雰囲気を保つために必要最小限又は必要な整備を行う。	原始ヶ原登山口から布礼別・国立公園境界間を道路(車道)計画に位置付け、本歩道から削除する。
29	石狩連峰縦走線	起点－北海道河東郡上士幌町(十勝三股集団施設地区南) 終点－北海道上川郡上川町(沼ノ原・歩道合流点) 終点－北海道河東郡上士幌町(石狩岳東・歩道合流点)	十石峠、 音更山、 石狩岳、 岩間温泉	平7.8.21告示	29	石狩連峰縦走線	起点－北海道河東郡上士幌町(十勝三股集団施設地区南) 終点－北海道上川郡上川町(沼ノ原・歩道合流点) 終点－北海道河東郡上士幌町(石狩岳東・歩道合流点) 終点－北海道河東郡上士幌町(ユニ石狩岳)	十石峠、 音更山、 石狩岳、 岩間温泉	石狩岳連峰を縦走する登山道として原始性の高い自然の雰囲気を保つために必要最小限又は必要な整備を行う。ユニ石狩岳からユニ石狩岳登山口を結ぶ区間は、大雪山の雄大な自然の雰囲気を保つための整備を行う。	三国沢ユニ石狩岳線の削除に伴い、十石峠からユニ石狩岳間を本歩道に振り替える。
37	トムラウシ山線	起点－北海道上川郡新得町(トムラウシ温泉) 終点－北海道上川郡新得町(トムラウシ山・歩道合流点)		平7.8.21告示	37	トムラウシ山線	起点－北海道上川郡新得町(トムラウシ温泉) 起点－北海道上川郡新得町(トムラウシ短縮登山口) 終点－北海道上川郡新得町(トムラウシ山・歩道合流点)		トムラウシ山への登山道として、原始性の高い自然の雰囲気を保つために必要最小限又は必要な整備を行う。	利用実態に合わせて、既存の計画歩道からトムラウシ短縮登山口間を追加するとともに、トムラウシ温泉からトムラウシ山・歩道合流点間の一部区間の線形を変更する。

利用施設計画変更図 2



削除 - 愛山溪野営場



利用施設計画変更図 3

削除 - 大雪台園地



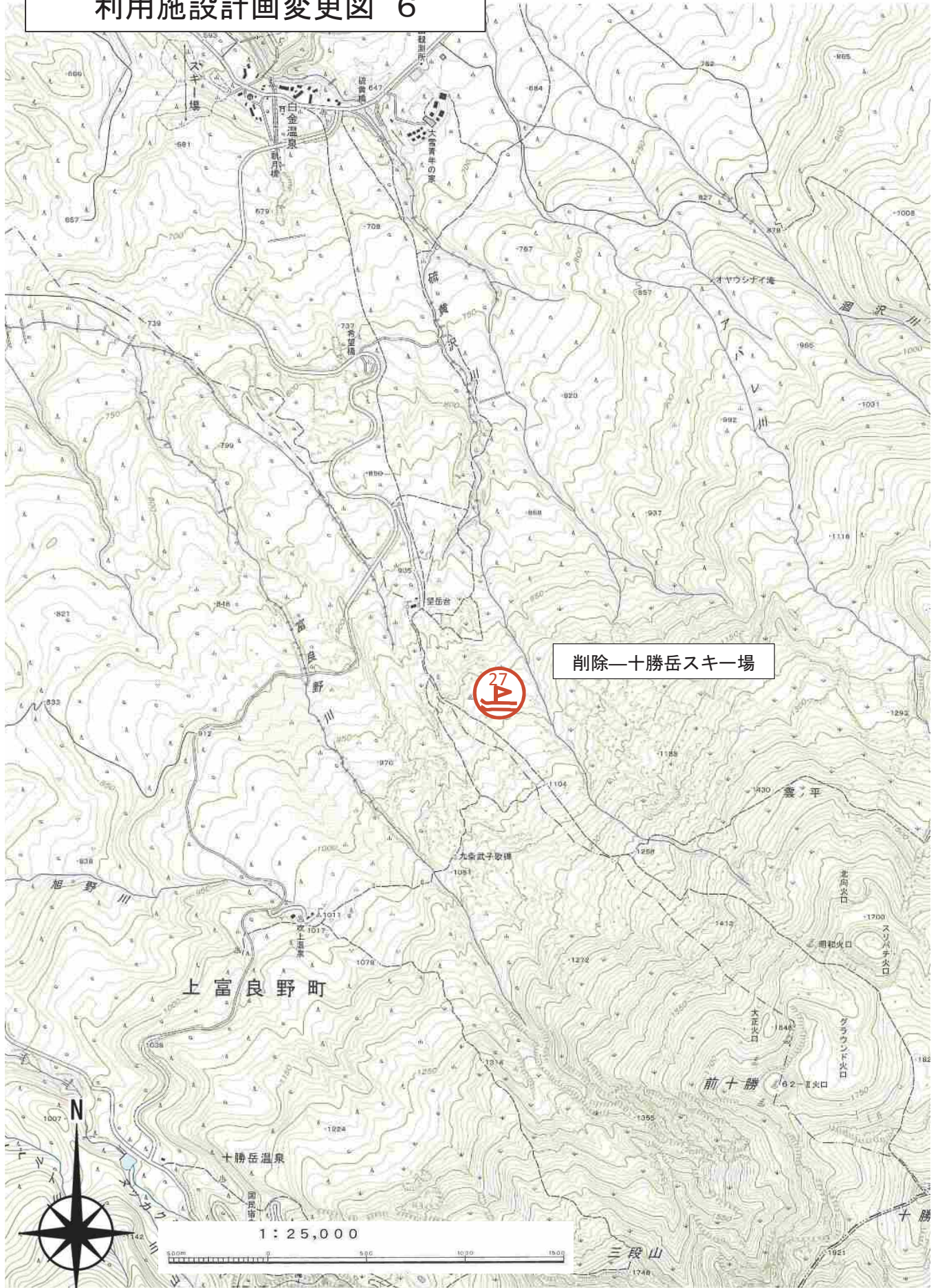
利用施設計画変更図 4

削除 - 白楊平野営場

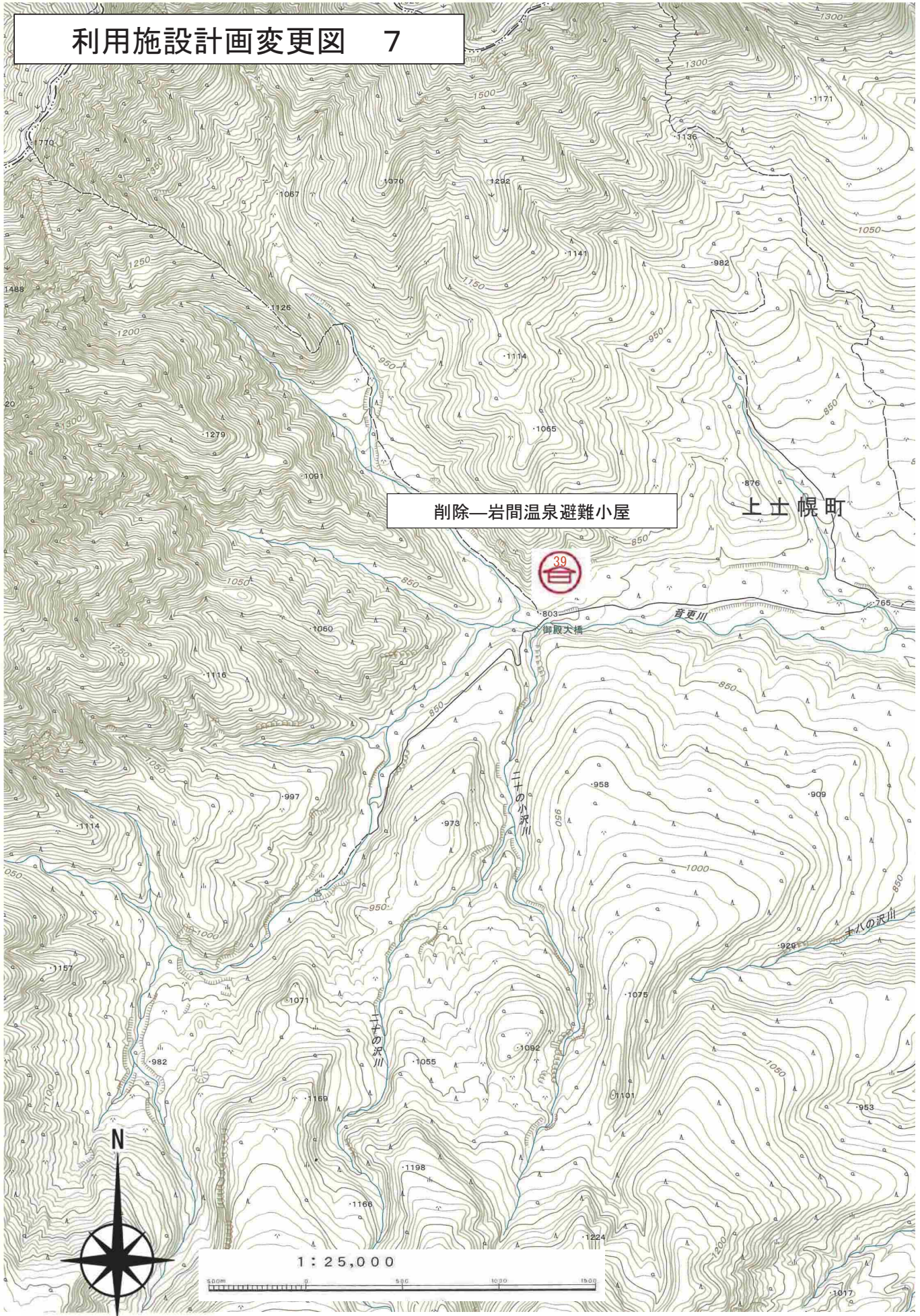
13



利用施設計画変更図 6



利用施設計画変更図 7



削除一岩間温泉避難小屋

上士幌町

39

御殿大橋

菅更川

二十の沢川

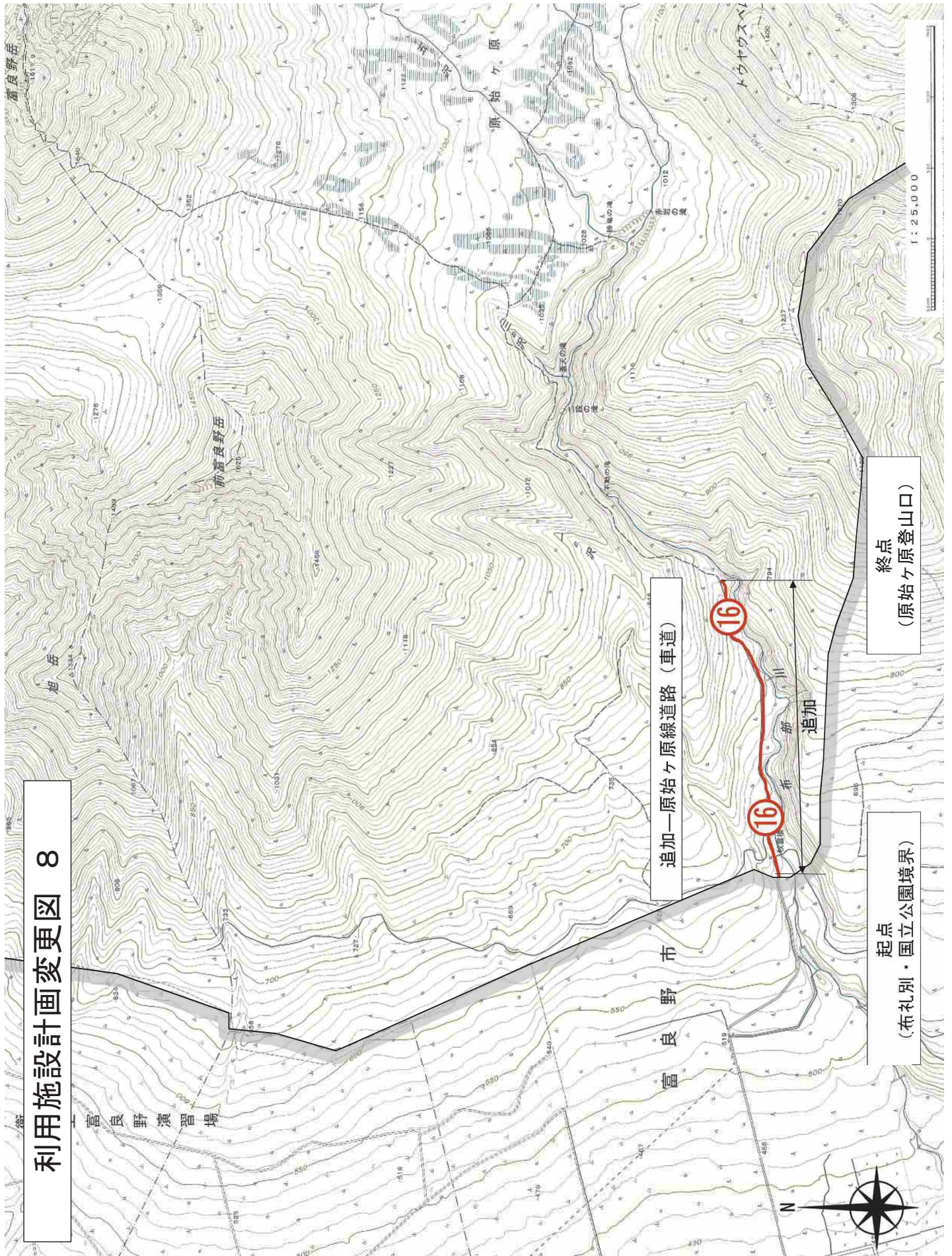
十八の沢川

N

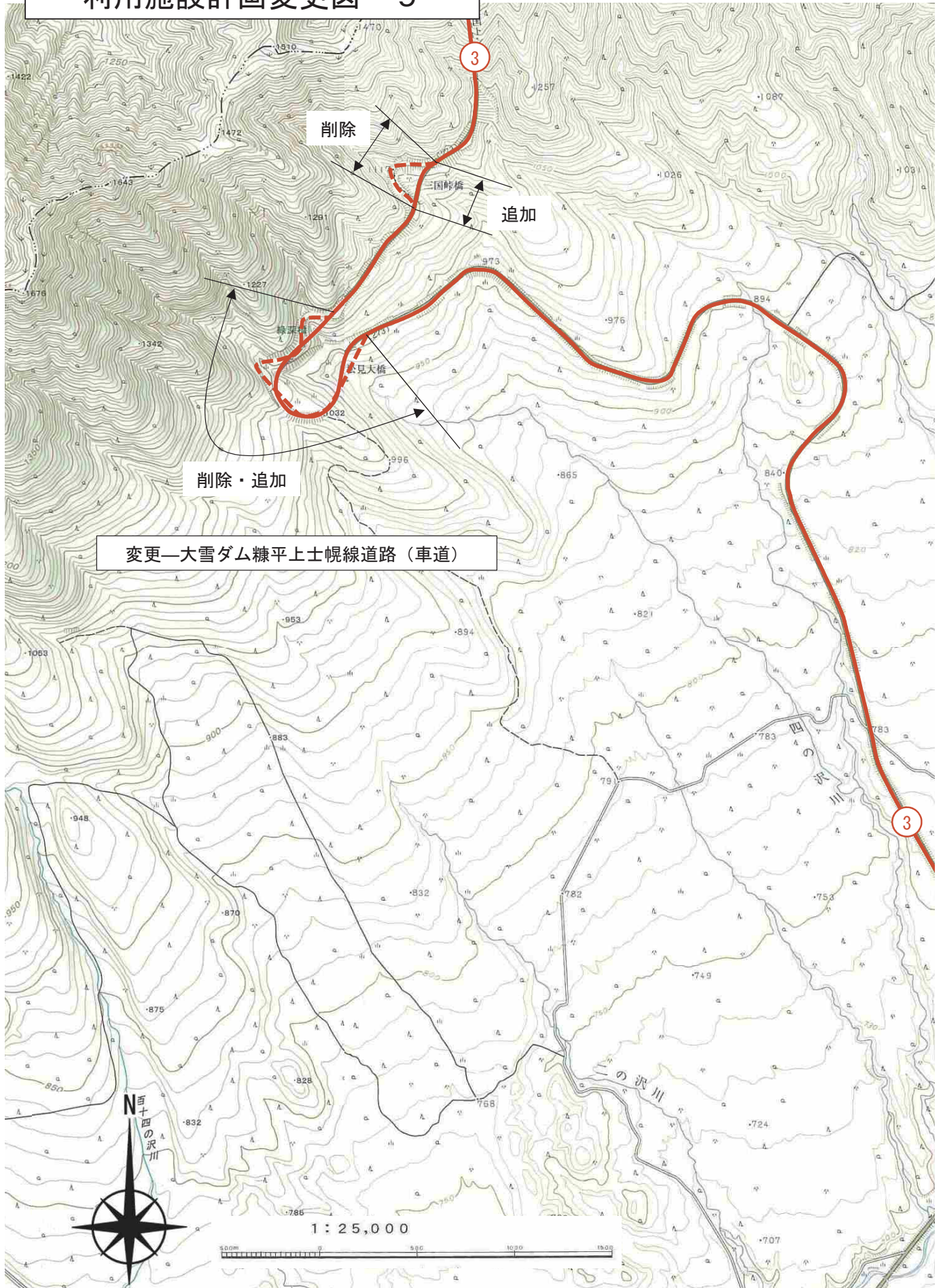
1 : 25,000



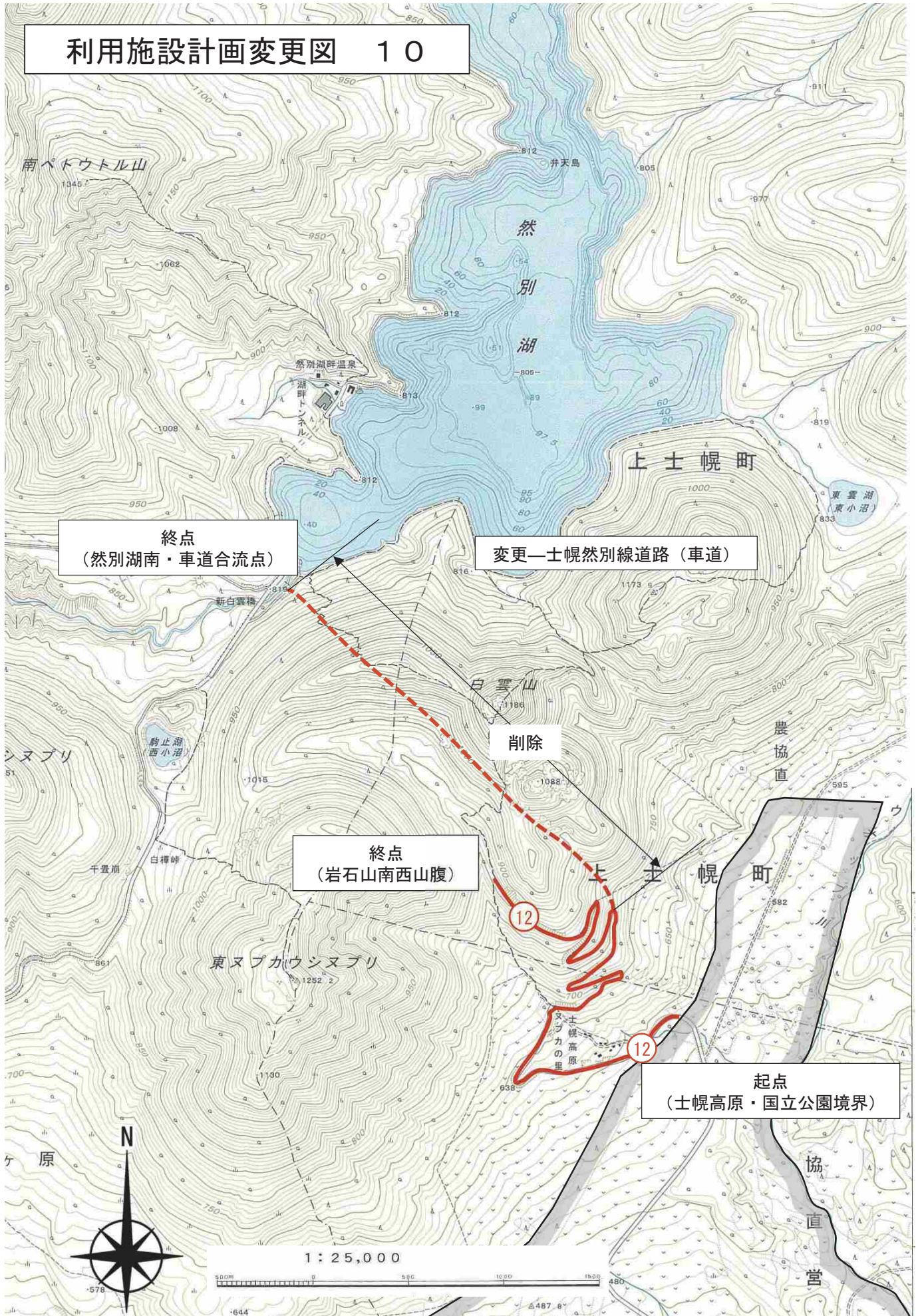
利用施設計画変更図 8



利用施設計画変更図 9



利用施設計画変更図 10



終点
(然別湖南・車道合流点)

変更一士幌然別線道路 (車道)

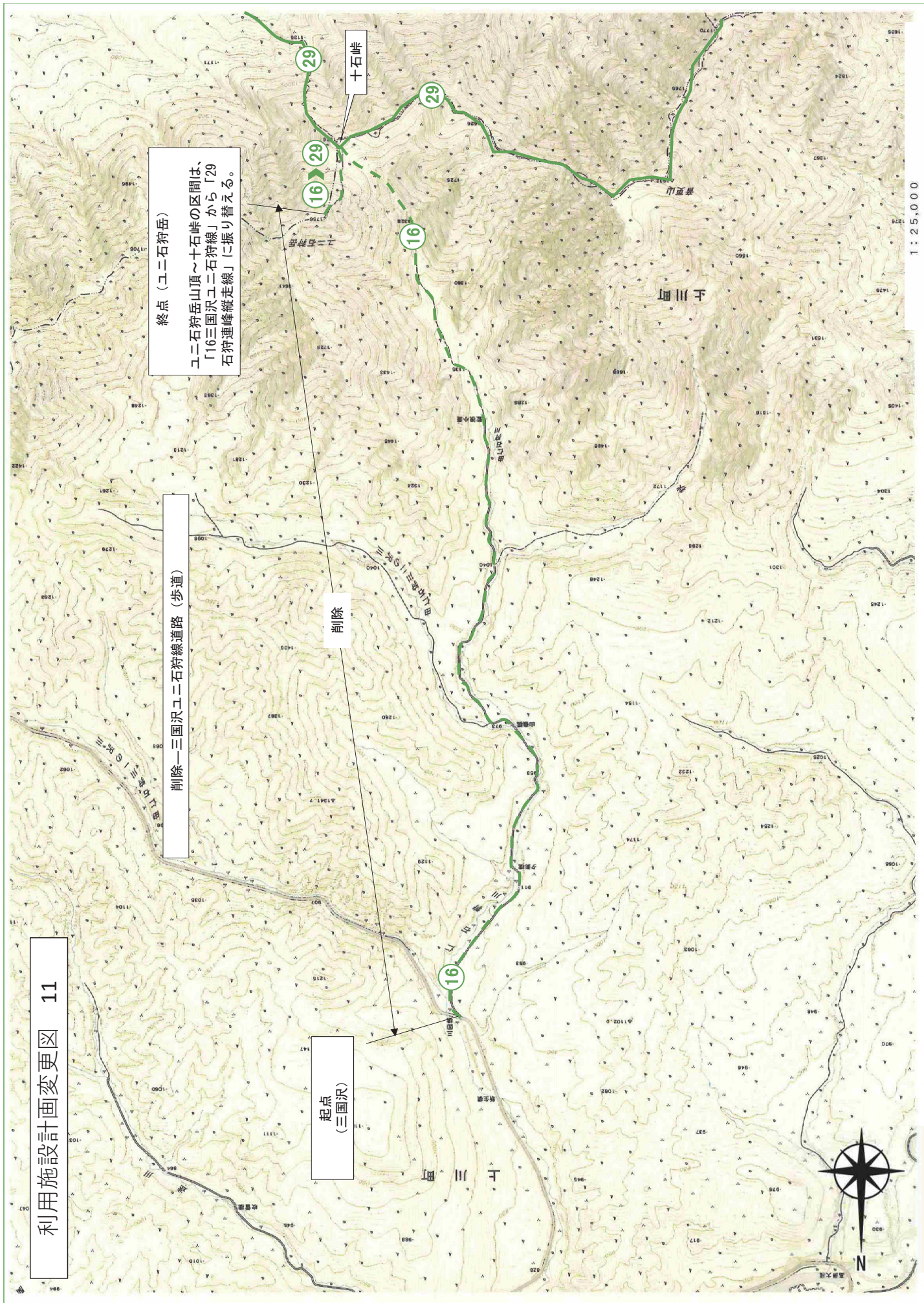
削除

終点
(岩石山南西山腹)

起点
(士幌高原・国立公園境界)

1 : 25,000

利用施設計画変更図 11



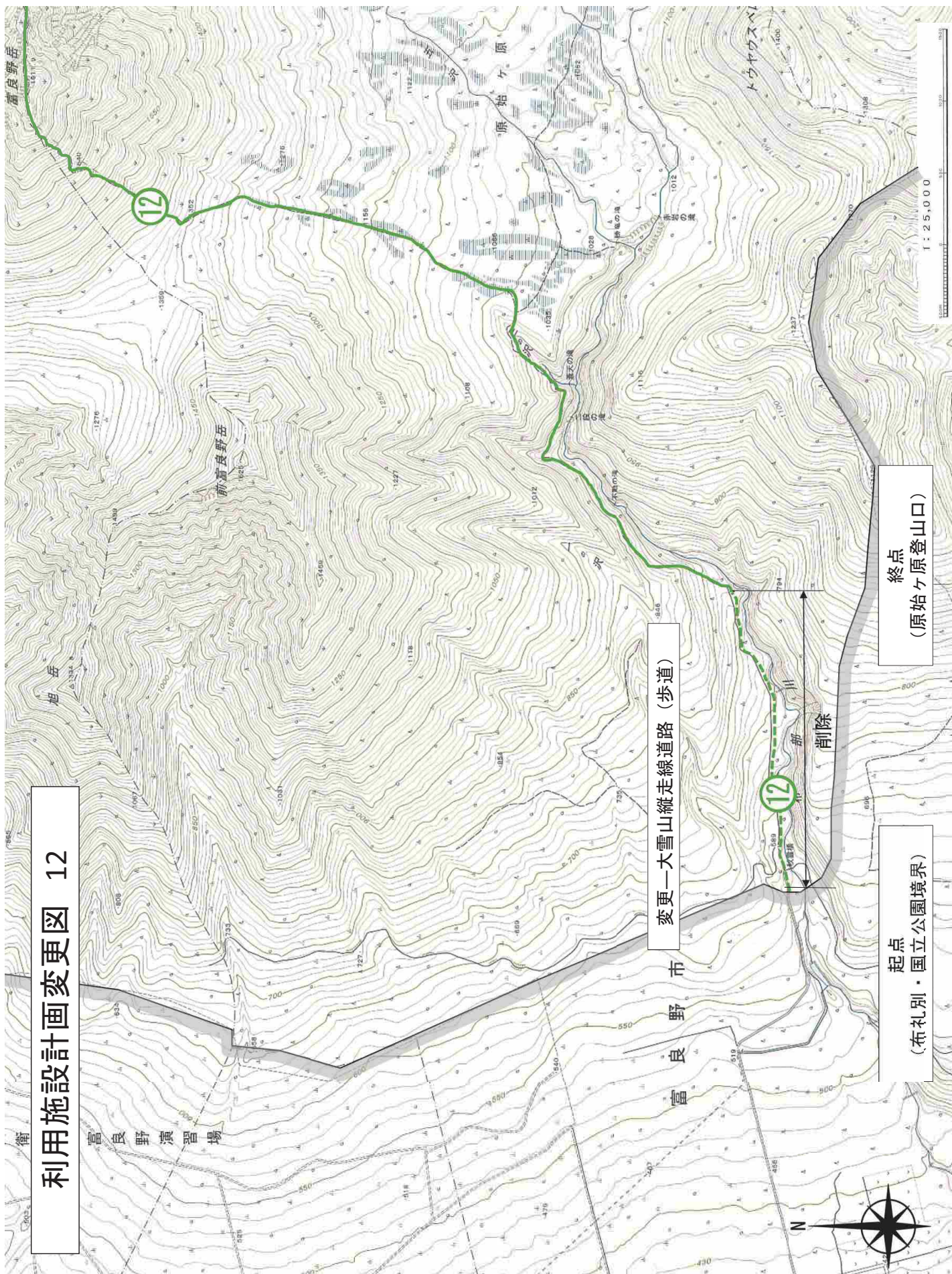
終点 (ユニ石狩岳)
ユニ石狩岳山頂～十石峠の区間は、
「16三国沢ユニ石狩線」から「29
石狩連峰縦走線」に振り替える。

削除—三国沢ユニ石狩線道路 (歩道)

削除

起点
(三国沢)

1:25,000



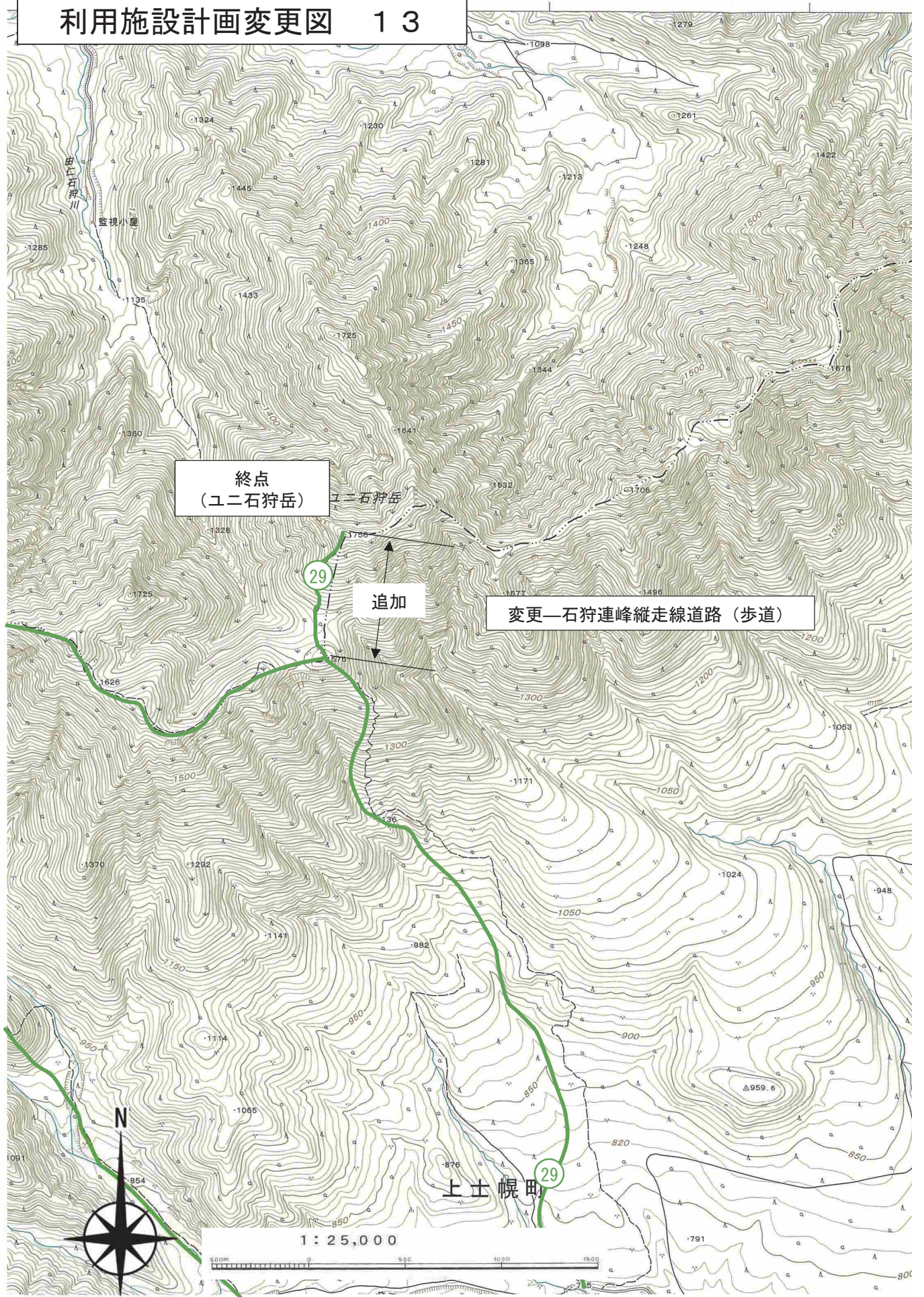
利用施設計画変更図 12

変更一大雪山縦走線道路(歩道)

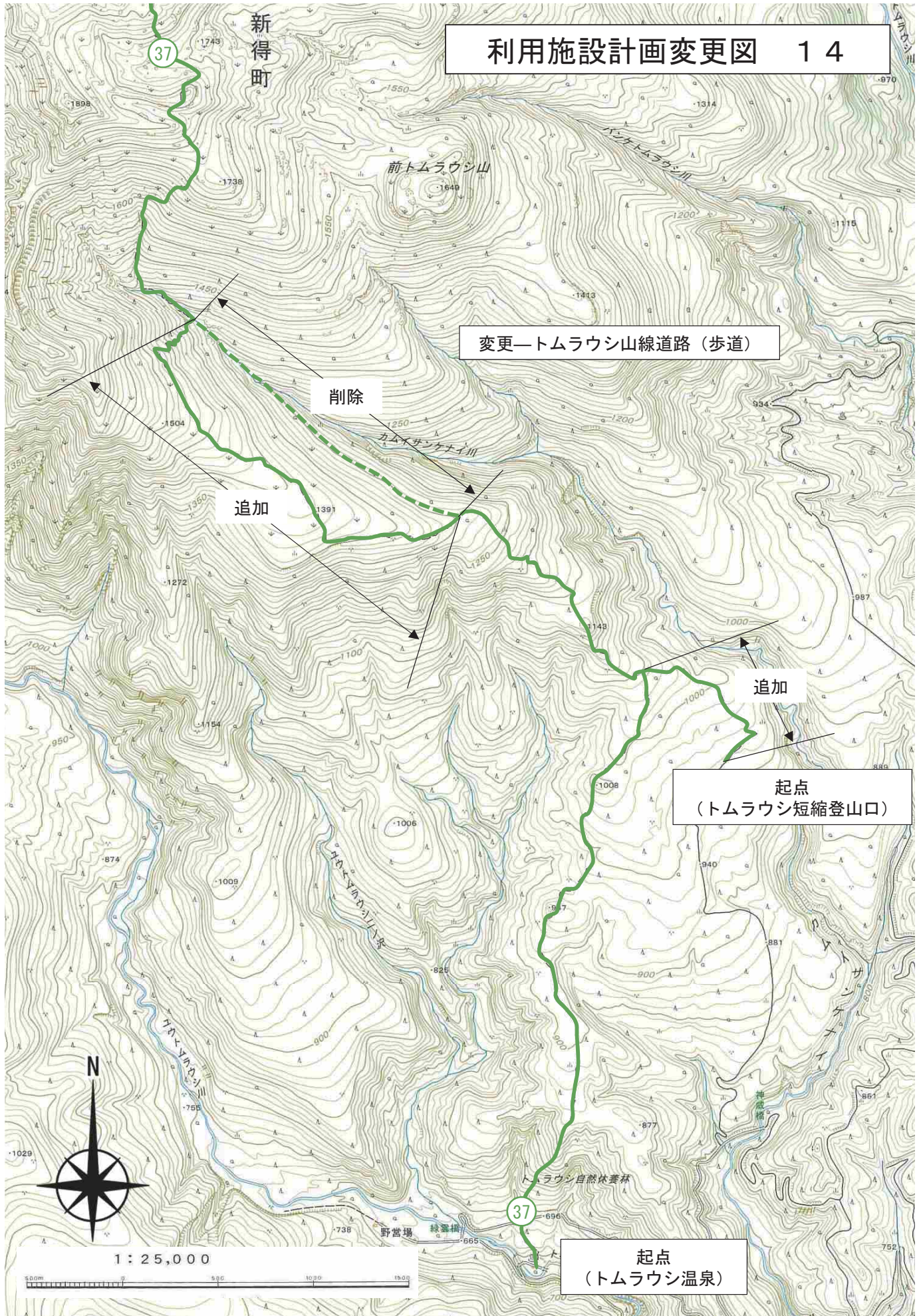
終点
(原始ヶ原登山口)

起点
(布礼別・国立公園境界)

利用施設計画変更図 13



利用施設計画変更図 14



5 参考事項の変更内容

(1) 過去の経緯

公園区域の指定等の過去の経緯を次のとおり変更する。

(表 21 過去の経緯変更表)

変 更 後	変 更 前
<p>ア 公園区域</p> <p>昭和9年12月4日 大雪山国立公園の区域の指定 (内務省告示第568号)</p> <p>昭和52年12月28日 公園区域の変更 (環境庁告示第109号)</p> <p>平成7年8月21日 公園区域の全般的な見直し(再検討) (環境省告示第46号)</p> <p>平成15年4月1日 公園区域の見直し(第1次点検)(変更なし)</p> <p>イ 規制計画</p> <p>昭和13年5月13日 特別地域指定(厚生省告示第68号)</p> <p>昭和46年1月22日 特別保護地区の指定(厚生省告示第12号)</p> <p>昭和46年11月13日 指定湖沼の指定(沼ノ原大沼、姿見の池、硫黄沼、ヒサゴ沼)(環境庁告示第41号)</p> <p>平成7年8月21日 保護規制計画の全般的な見直し(再検討) 特別地域(環境庁告示第48号) 特別保護地区(環境庁告示第49号) 乗入れ規制区域の指定(環境庁告示52号)</p> <p>ウ 施設計画</p>	<p>記載なし</p>

昭和 15 年 1 月 11 日	全体計画の決定 (厚生省告示第 5 号)
平成 7 年 8 月 21 日	利用施設計画の全般的な見直し (再検討) (環境庁告示第 47 号)
平成 15 年 4 月 1 日	公園計画の見直し (第 1 次点検) (変更なし)
平成 15 年 8 月 20 日	公園計画の一部変更 (環境省告示第 87 号)